

第九十二回帝國議會 皇室典範案委員會會議錄(速記) 第四回

付託議案
皇室典範案(政府提出)
昭和二十一年十二月十一日(水曜日)午
前十時二十八分開議

出席委員
委員長 隨員 詮三君
理事 北浦圭太郎君 理事 小島 徹三君
理事 武藤 常介君 理事 吉田 安君
理事 菊地 義之輔君 理事 酒井 俊雄君
井上 卓一君 稻葉 道意君
大塚 甚之助君 北浦 圭太郎君
齊藤 行藏君 田中 善内君
竹内 茂代君 三ツ林 幸三君
藥師 岩太郎君 馬越 晃君
戸 眞君 菅又 薫君
星 一君 堀川 恭平君
森山 吾ネ君 井伊 誠一君
及川 規君 新妻 イト君
島田 晋作君 松本 七郎君
武藤 運十郎君 森 三樹二君
今井 耕君 川野 芳滿君
越原 是君 久芳 庄二郎君
野本 品吉君

出席國務大臣
國務大臣 金森 德次郎君
出席府政委員
法制局長 佐藤 達夫君
法制局事務官 井手 成三君

本日會議に付した議案
皇室典範案(政府提出)

○議員委員長
それでは會議を開きま
す、質疑に入ります、質疑は發言席で
お願いいたします、馬越晃君

○馬越委員
先般第九十臨時議會が終

了いたしました際、陛下におかれられ
ましては、私ども貴衆兩院議院を宮中
にお召しになりました、親しく拜謁を
賜りましたことは、私どもまことに
恐懼感激に堪えなかつたのでありま
す、所でその拜謁を賜りました際に
おきまして、私どもは一種の物足りな
さを感じたのであります、これはひと
り私のみならず、同日参内いたしまし
たわれ、同僚が異口同音に言つてお
つた言葉なのであります、ただ單に
陛下から御會釋を賜つたというばか
りでは、あの際何となし非常な物足り
なさであつた、出来れば一口何かお言
葉が戴きたかつたというやうな感に打
たれましたことは、當時の實相であつ
たのであります、陛下が身をもつて民
主化をお示しなさいまして、親しく地
方巡幸をなされて、あの大家の中に、
もまれながら歩まれておられるお姿を
新聞紙上で拜見いたしまして、非常に
恐懼いたしておるものであります、あ
あした所にこそ民主化がほんとうに具
現されたやうに考えられるのであり
ますが、こうした場合におきます一
言のお言葉が戴くことが、もし何か宮
中の或は儀制令その他の規定に違背す
るものであらうかどうか、これに對し
まする國務大臣の御見解を承りたいと
思ふのであります、なほまたこの宮中
儀制令なるものは、今後適當に改廢せ
られるものであらうかどうか、この點
も併せてお伺いしたいと思ひます

○金森國務大臣
只今仰せの趣旨は、
私どもも既にその當時に或る方々から

の御感想として伺つておつた次第であ
ります、建前があるやうに存じておりま
して、嚴重な御儀式、幾分くだけた御儀式、
それから非公式の御儀式といふやう
に、場合によりまして、同じやうに見
えまする場合におきまして、その儀
式の扱い方が違ひまして、お言葉のな
い場合もあり、ある場合もあり、何
もその邊の所の技術的な考え方は、相當
むづかしいものであるやうでございま
して、そういうことは、實は現在の所
では政府は直接に關係がないのであり
まして、宮内省の方の仕事になつてお
りますために、詳しいことは存じま
せん、非常にくだけた場合にお言葉が
あることは往々きいておりますけれ
ども、多分この間は、やゝ角ばつた儀
式の現われとして、あのやうに取扱
れたものでないかと私は、非常に不確
實でありますけれども、了解してお
るわけでありまして、そういうふうな個
個のことは、現在儀制令に出ておるこ
とでもなんでもございせんので、今
後研究をよくいたしまして、最も妥當
と思ふ所、儀式的壯嚴さと、それから
いゝな心持の交流という雙方を考
えまして、妥當な所にも動かして行
つてしかるべきものやうに考えてお
るわけでありまして、それから儀制令の
お話でありましたが、かような點はい
ずれにいたしましても、この憲法が施
行されるに伴ひまして、相當變らざる
を得ない状況になつております、殊に
現在の建前の儀制令と申しますのは、

皇室の方の規則として定められており
まして、政府の方でも關係はもつてお
りますけれども、それはたゞ皇室の儀
式に對しまする政府の關係面が多いた
めに關係をしておるのであります、主
たる立場においては關係はいたして
おりません、しかしこの憲法が實施さ
れますと、それは全部政府の責任とし
て考えなければならぬ場面になります
ので、その時に儀制令自身も實質的に
考究いたしますし、またそのほかの、
儀制令の面を離れまして、事實上の
いろいろのことにつきまして、しか
るべき考え方をもちて研究をいたした
いと存じております

第六類第一號 皇室典範案委員會會議錄 第四回 昭和二十一年十二月十一日

にならねるようなことを、ほとんどのものが考へていないと思ふのであります、一日も早く宮城の復興は、私も一般國民の望み所でありまゝから、政府におかれましても、この點につきましては十分なる御考慮が望ましいと思ふのであります

次ぎは本典範の第十條に「立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する」と規定されてありますことは、先日殿田君の御質問もありましたけれども、私もどなたもいたしましては、天皇が日本國の象徴であらせられる以上、その尊嚴と純潔を保持いたしまして建前から申しまして、かくのごとき大事をとるといふことは當然のことと考えられるのであります、そこで立后の場合には、皇室會議にかけてそのことが定まるのであります、まことに畏れ多いことではありますけれども、もしその反對に、離婚の場合には一體自由に離婚ができるものであらうか、もとより今般制定になりまして改正憲法の精神から申しますと、自由な離婚ができるもののように考えられるのでありますけれども、かくのごとき象徴としての特殊な御地位にあられることではありますので、もしこの離婚が自由に話されるものといひますならば、その離婚後において前皇后が再婚されるというやうな場合もまた考えられぬことではないのであります、その再婚が自由であるといふことになりまゝと、その影響というものは國民一般に非常な大きなものがあると考えられるのであります、政府はかくのごとき場合におきまして、いかにこれを取扱われんとせられておられるのか、これは將來の問題でありますけれども、し

かしながら現在の世相といひ、新憲法の精神といひ、いろいろ併せて考へて見ます時、必ずしもかくのごとき場合が將來起らないとは保障し得ないのであります、政府の御見解を承わりたいと思ふのであります

○金森國務大臣 御離婚の場合さらに進みましては、もつと想像だけを馳せ進めまゝすれば、皇后、太皇太后、皇太后の御三方につきまして、皇后については離婚の場合が考えられますし、皇太后、太皇太后につきましては、また今仰せになりました御再婚というやうなことも、理論的には考えられ得るものであります、しかしこの皇室典範の案は、さうな場合を念頭においておりません、さういふ場合のあるといふことを前提にいたしまして、まずなにかいふことが前提となつてこの典範ができておられますが故に、さうな方面に關しましての規定は存立いたしておりません、しかし今仰せになりましたやうに、萬一さうな場合が理論的に考えらるゝとすれば、それに對する何かの規定を設けておくことがいふではないかといふ議論も、もとより成立いたします、しかし人間世界の一切のことを法をもつて規定するといふことは、餘りにも觀念的になりますので、この典範は、さうな所までは規定が緻密さを欠いてはおりません、もとよりこの典範は動かかないものではございません、國會の議によつて萬一の必要の場合には、しかるべく改正も補修もできることではあります、この點を今規定がなくても差支へはなからう、さういふやうに考へておる次第であります

○馬越委員 庶出の皇子と申しま

か、さうした庶出の皇子に對しまする取扱ひといふものが、典範には規定されておらないのであります、皇位繼承の面から申しますと、その對象には一切なつていないのであります、しかしながらこの庶出の皇子といへども、皇子であることにおいては間違ひのないのであります、天皇が人間生活を行われる上におきまして、親子の情といふものはまた格別なものがあるであらうと考へられるのであります、さうした場合には、典範を離れたる庶出の皇子の取扱ひに對しましては、いかにお考へになつておるのであります、またその御家族としての御地位は保たれるものであらうか、またその親子の關係として、宮城内に御起居なされることができるであらうかこれらに對する御見解を承わりたいと思ひます

○金森國務大臣 皇族庶子の關係につきましましては、かねて申上げますやうに、ある意味におきましては從前の制度にも非帶に理由がある、さう考えられますけれども、これは人間世界におきましての、道義に關する考へ方が變化して來ました現在におきましては、皇位繼承の範圍に考へることは無理である、さういふやうな結論をこの皇室典範ができております、從つて既に皇位繼承權なしといふことがはつきりいたします、これは國民平等の原則がこゝに及んで來るのであります、故に、特に皇族として尊嚴の地位をおもちになるというところは適當でないといふわけで、この皇室典範の一般の規定からは除かれてゐるわけでありまゝ、さうしますと、それに代りまゝする部分は、一般の國民に適用のある所の、民法の規定がその部分に

は當てはまつて來るものと考へておりますので、さういふ面は一切民法によつて解決せらるゝ範圍となるものと思つております、今日まだ確定しておりませんので、具體的に申し上げることは或は不都合かと思ひますが、たとへば財産の相続といふやうな關係になりますと、結局民法が當てはまつて來るものと思ひます、それで意識的には解決できると思つております、さらに現實の問題として、心の交通といふやうな意味においてどういふふうにその庶子の方が扱はれるか、或は宮中に御起居の場面があるかどうかといふやうな點につきましては、これは全く事實問題として殘されてゐるものであります、この典範におきましてこれを何ら解決はいたしておりません、その點は私も御説明申し上げ得ない範圍に屬するものと存じます

○馬越委員 皇族の御地位を保持せられまゝする上から申しまして、相當な皇族費が豫算に計上されなければならぬと考へておつたのであります、所が今朝配付せられました皇室財産法によりまして、第六條に皇族費の規定が設けられてゐることを初めて知ることができました、非常に安堵いたしましたのであります、これに對しましては、その金額等におきまして一定の標準が見えていないのであります、それは當然いふ、物價との眺み合せから考へまして、一定額のものとしての經濟法の中に掲げるといふことは至難な問題であり、掲げること自体が不適當であらうといふことは拜察できるのであります、が、しかし現在におきまして、この皇室經濟法の第六條にあるそれらの項の基準になる親王に對しては、既婚者

定額相當額、その他についてはその何分の一といふやうな定めがあるものであります、その基本になります親王の既婚者に對しまする定額と稱するものは、政府は一體どのくらいにお考へになつてゐるのでありますやうか

○金森國務大臣 今のお尋ねの、皇族費を計算いたします時の、基本の標準額をどう定めるかといふ問題であります、これは皇室經濟法の中にも明白に書いておりません理由は、だいた經濟上の金額は世の中の情勢によりまして動きますので、皇室經濟法の方には割合に安定性をもつた法律として残つて行きますけれども、年々の金額はどうしても動きやすいものでありますから、それは特別の法律をもつてきめるといふ考へをもつております、さういたしますと、その特別の法律をきめます時に、いくばくの金額にするかといふことが起つて參りまして、それは今日まだきまつておりません、政府といたしまして、關係の一番深い宮内省當局者との間に若干の交渉は行つておりますけれども、何分にも物價の變化が多いのと、租税制度の關係との組合せ等も考へなければならぬので、現在まだ全く未定と申し上げるよりは、かはさういふ、私もどなたも、宮内省との間に話を交換しておるといふ程度は金額は相當少い金額であるといふ、甚だこれは要領を得ませんで恐縮でありますけれども、さういふやうに御諒解を願ひます

○馬越委員 私どももいたしましては、皇族の御地位が十分に確保せられるだけの金額は、御計上になつていただきたいといふ希望を申し述べておきます

言葉は、使ひ場所によつてその意義の扱ひ方が自然違つて来るものと考えております。皇室典範は國會の議決を経たるものであるということを指しておられます第二條の國會と申しますのは、改正憲法の豫見しております所は、國會でありまして、第一義的に、すなわち參議院と衆議院との雙方をもつて形つてられておるものと思ふわけでありまして、しかしながら憲法の補則におきまして、準備的な法律をつくり得るという規定を本にして考えまする

と、この補則の豫想してあります範圍におきましては、國會は現在の帝國議會と同じ範圍のものとして考えなければ、この補則を讀むことはできないわけであり、さういふ意味におきまして、この憲法準備に必要な範圍におきまして國會といふものは、現在の秩序の下におきましては、この帝國議會そのものが當つておると考へておるわけであり、そこで、さらに前文にありますが、國會といふ言葉はさういふ意味をもつておるかと思ふと申しますと、これは前文の意味のある、過日憲法改正の行われし時の議會を指しておるものと言わざるを得ないと思ふわけであり、さうしてこの憲法全般の趣旨から申しますと、國會といふ言葉は議會といふ言葉とはつきり區別して使つていなかつたといふことが、この點から解釋できると思ふわけであり、さらに進みまして、恐らくは今の御質問の、或は要點になつておる所ではないかと存じますけれども、正當に選舉された國會における代表者を通過して、この全體の意味を讀みますために、この國會といふものはさういふに正當に理解するかといふ問題が起つて来るわけであり、現在におきまして貴族院はもとより選舉せられたものではございません、だからこの前文の國會といふ言葉は、廣く帝國議會を眼目におきまして、この實體としたしましては、その中の國民代表、すなわち衆議院議員を通じて、さういふふうに讀むのが一番正しい、かように考へております

○北浦委員 それでまず今日、この皇室典範を審議することは正當なりと私も考へるのであります、そこで疑ひのないことは、この皇室典範は新憲法第百條に基づきまして、法律として提案された、これは疑ひない、そこで過日幣原國務相は、今日までは皇室の私法として議會なんかには關係なかつたが、今日議會で審議され、以上は、非常民主制になつた、かような御答辯でありましたが、それは形式だけが民主主義であつて、この實體は私は明治憲法の足踏み状態であると思へておるが、新憲法は御承知の通り、近代國家憲法の尖端を行つておられます、これ國體、戰爭放棄、これは實に憲法學末の新天地を開拓されたものであり、かくのごとき學說が世界學界から容れられるかどうかは別問題であり、確かに民主主義的で平和主義的の憲法であるといふことは間違ひございません、しかるにこの典範は實質的に少しも前進してない、憲法といふことを考へて、歴史とか宮廷の古い習慣とか、國民の感情とかいろいろものを織り混ぜなければ説明できない、しかし憲法第九十八條によりますと、これは絕對的の條文であつて、その條文に反する法律は無効であり、故に私がこれから質問いたし、参りますのは、有効か無効か、主としてさういふ點をお伺ひしたいのであります

その第一點といたしまして皇位繼承の問題であります、皇室典範の第一條は「皇位は、皇統に屬する男系の男子が、これを繼承する」ととがよ上に書いてございまして、皇統に屬する男系の男子であればそれでいい、その間何ら區別は要らぬ、故に皇統に屬しまするとと、第二の要件といたしましては、男系の男子であればそれでいい、それで皇位繼承權といふ權利がある、これは明白である、しかるに過日來再々問題になつておりますが、庶子なるが故に順序についてこれを排斥する、これは御殿女中式であります、同時に憲法の第十四條の違反である、私はさう思ふ、よつて憲法の第九十八條によりまして、憲法は最高法規である、これに反する法律であらうが、命令であらうが、處分であらうが全部無効であります、故に皇室典範第二條の第一項及び第二項第一號乃至第七號、第三項、第四項は全部無効であると思はかように考へます、さういふものを排斥して、それで第一憲法に反するといふこと、皇統に屬する男系の男子がこれを繼承するといふことからさういふ間違つておる、それにも矛盾がある、この點國務相の御意見を伺ひたいものでござい

○金森國務大臣 今御質問になりました點は、今回の改正憲法におきまして「皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する」とあるわけであり、従つて直接なる標準といひましたのは、この第二條を根據として得るものと思ふのであります、今回の皇室典範は、世襲のものであるといふことはもとより完全を守つております、また國會の議決した皇室典範の定めるところによつてこれを決定しようといふのでありますから、この點におきまして何らの憲法に違反する點はないと考へております、しかしてこの第十四條の關係におきまして、國民平等とい

う立場と、これとの關係がどうなるかといふ問題になりますけれども、それは既に憲法第二條に、皇位につきましては特別なるこの皇室典範によつてきまるのである、さういふ原理を明らかにいたしておきますが故に、その點に顧みまして、もし一般人の場合と異なる所がありまして、憲法違反といふ問題は起り得ないと思ふわけであり

○北浦委員 憲法第二條は「皇位は、世襲のものであつて、いかに世襲でなければならぬ、そこで國會の議決した皇室典範の定めるところにより、」皇室典範中の第一原則は、この點御説明願へなかつたのであります、男系の男子でさへあればよい、嫡出たる庶子たるを問はず、一つも區別してない、これをさういふ理由で庶子を排斥するが、この點は萬人は法の下に平等である、庶子であらうが嫡出子であらうが、それを區別する理由がない、その點において憲法違反であり、皇室典範それ自身に矛盾がある、かように申し上げる、その皇室典範中に、男系の男子であればよいといふのと、それから順序についてこれを排斥したのと矛盾しないか、この點を一つ……

○金森國務大臣 憲法自身によりますれば、世襲といふことが原則であるわけであり、そこで世襲といふことは廣く幅の考へ方でありまして、その世襲といふ原則の中におきまして、現實にはさういふ順序と範圍によつてきめて行くかといふことが、皇室典範で定め得る範圍になつてきます、そこで具體的に皇室典範がこれを規定したものでありますから、その繼承の範圍におきまして、どこまでのものが

繼承權があるかときめることは、當然皇室典範としてなし得る範圍に屬するものと思ふのであります、かような點を先ほどは説明したのであります、そこで今お尋ねになりましたことは、第十四條を特に眼目になさいまして、そこでたとへば庶子を除かれるといふことは、人間平等といふ原則からいつて不公平ではないか、或はそれが憲法違反になるのではないか、さういふほうのお尋ねであつたように思ふわけであり、しかしそれ、庶子であるものと然らざるものとを區別いたしますことは、殊にたとへば相續の關係等において區別いたしますことは、これはひとりで皇室典範の問題ではなくして、民法の問題、一般人の問題においても許され得ることではなからうかと、私は今考へておるのであります、なんとすれば、庶子と嫡出子との間におきまして、社會的な判斷はさういふ區別すべき實體があるからである、さう考へておるわけであり、それは民法一般の問題で、庶子と然らざるものととの法律上の扱いを區別しても差支えないといふことを申し上げたのであります、そこで次ぎには皇位、いふその點の問題をもつてきて、庶子と然らざるものとをさういふ區別になつてくるかと思ふが、憲法的に申しますれば、これをその根柢に違つたといふことによりまして區別し得ること、とは、一般人の場合と同じである、さういふ論を提出すれば、それで問題はお答へになると思ふ、たゞ問題は、皇位繼承といふことと組み合わせまして、そこに區別をすることが妥當であるかどうか、皇室典範をきめます上

に、かような考へ方については是非善悪の論は起り得ることと思ひます、これは現在までの考へ方におきまして、庶出子についても皇位繼承権があつたというところは、はつきりした原則であります、今回これを改正するということも、一つの方針としてここに現われていることでありまして、この二つのものが、世の中で一應は両方とも正當化されるのでありますから、こゝで次ぎの斷案として、どつちをやるかといふという判斷が起つて來なければならぬ、その點につきましては、過目したしか本會議で御説明申し上げたと思ひますけれども、人間の間にあります、この道義心が漸次變化して來ます、正當なる結婚の間に生れたる者が、特に正しき血筋の皇位を繼承すべき人であると思はれますことは、細かく理窟を超越いたしまして當然のことのやうな氣がいたしております、妥當な見地からしてはそれがお答えになることと思ひます、ちよつとこゝで、しました、法律的に申しますれば、國民の間にいてすら區別ができて、皇室典範において區別ができては、何ら矛盾する所はない、妥當なる點から言へば、正當なる結婚を尊重するといふことは、今日において明白なる道義的筋道であらうと考へておる、こゝういふのがお答えであります

○北浦委員 民法のことをお話しになりましたが、民法では庶子は排斥してあります、順序は變えてあります、けれども、全然排斥してをりません、簡単に私はお伺ひいたします、憲法、民法すべての法律をさておきませう、皇位繼承の第一條と第二條との間に矛盾がないか、この一點

○金森國務大臣 また廻りまして相濟みませんが、庶子と嫡出子と區別があるといふことだけきまれば、私の先ほどのお答えはそれで目的を達してあります

第一條と第二條との間に矛盾がないかというお尋ねでありますけれども、第一條は全體の原則を掲げ、第二條はその範圍内において順位をきめて行きますが故に、矛盾は起つてゐないわけでありまして

○北浦委員 どうもこの點が明らかでありませんが、次ぎに移りませう

次ぎに皇室典範の第三條でございす、これは私人の私見であります、が、無用の條文と考へます、天皇に精神もしくは身體に不治の重患がある、または重大なる事故がある場合には、すなわち攝政を置きます、皇嗣にかゝることとき事故ありや否やを皇室會議が認定するといふことは越權の沙汰だ、今日までは皇室會議は天皇これを親裁するをばしまして、皇族自體が認定される、今後は臣下がこれをやる、これは越權であると同時に困難である、かえつて紛争の原因となります、外國の立法例によりまして、このやうな規定は甚だ稀である、私は聴いております、天皇は生れながらにして天皇である、死に至るまで天皇である、これを細かく分析してお伺ひいたします、一體皇嗣がかくのごとき事故あるかないか、これを皇室會議がどうして審判いたしますか、具體の場合……、それ一つ、それから、もうでもないのに、それに事故ありと稱して退けるというやうな恐れも考へられる、これが故に今日まで外國に立法例あつても、これをなくしたといふことを聴きます、ま

づこの二つについてお伺ひいたします

○金森國務大臣 第三條は重大なる規定であつて、容易にその適用のあるべきものでないことは申すまでもありません、しかしそれは申すまでもない、制度としてまた考へなければ、國の象徵たる地位をお充たしになる方を決定いたします上において、不適當であるといふことも言えると思つてのであります、やむにやまれぬ規定と申し上げてよからうと思ひます

次にお尋ねになりました認定方法であります、これは言うまでもなく皇室會議の議によるのであります、國民の總意に基づく國の象徵たる天皇であり、結晶とも言うべき力に根源を有する所の、この皇室典範第三條といふものを規定することは、決して不合理なることとは言われません、そこで現實の方法となつてしまつてどうするかといふことになりまして、これはもとより認定可能のことと思ひます、人間世界のことにございまして、事實の認定ができませんといふことになりまして、それはできぬといふことになりまして、それはできるに相違ない、たゞこれを認めるがもし一局部の人の考へによりまして動かざる、といひますと、古代の歴史におきまして、やはり思はしい疑いのある物語りが残つております、そのいふことを復活することになるのではなからうか、私はこれに十分注意をしなければならぬといふことに、皇室會議の意義が現れて來るわけでありまして、皇室會議の構成の關係から申します、まづ國民代表と思われ、する所の國會の議長、副議長四人とい

うものがあつて、一般の國民の氣持がこゝに現れて來る、それから行政部二人、裁判系統の者二人、しかして皇室の最も知識豊かであらせらるゝと豫想せられます皇族の方も加わりになる、こゝういふ關係におきまして、しかも特別なる多數決によつて認定することになります、が故に、萬々誤りはないものと思つてあります、たゞ今お尋ねの中に、不治の重患といふやうなことを素人がどうして見極めるか、こゝういふやうな點を疑ひになつてあつたかも知れないと思つてあります、それは又別に鑑定をするとかいふやうな方法は、必要に應じて現實には行われるものと思つておる次第であります

○北浦委員 私の伺ひしたいのは、一旦皇位を繼承せられまして、天皇と相なられました場合におきましては、こゝういふ精神もしくは不治の重患がありまして、依然としてこれは天皇だ、天皇の地位に一つも變りはない、かかるに皇嗣の場合、それは尤も初めから不治の病ある者を皇位につける、こゝういふことは不適當であるといふ考へは起りますけれども、こゝういふ道理は天皇御即位後でも同じ理窟が起きて來ます、天皇はいかに重大な病氣であらせられまして天皇であらせられ、讓位といふことは日本にはない、天皇には尊嚴がない、そうすると、天皇の間だけ特におこなふといふ理窟が立たぬ、私はかゝるに思つてあります

○金森國務大臣 お尋ねの點はよく分りました、確かにさやうな考へは成立し得るものと思ひます、しかしものに程度といふことがありまして、既に

天皇の御位におつきになりましたことが、金輪際これに對して動きが起らぬといふことが一番正確な行き方であらうかと思つてあります、従つてお伺ひになりました限りはいかなることがあつても順位に變りはない、必要があれば攝政がこゝに設けられて、現實の必要に善處するといふことになるわけでありまして、しかしまだ天皇におなりにならない前の有様におきましては、これはできるだけの動きの適正な方向に工夫をして行かなければならなかつたのでありますから、御位におつきにならない前の段階におきましては、今こゝに第三條の豫想してありますやうな考へ方は、考へらるゝことと思ひまして、これはむしろ理窟で言うよりも常識的のものと思ひます、かやうな考へ方が現行の皇室典範におきまして認められておりますことは、やはり從來そこに人々が思ひをいたしておつたことの證據でありまして、今日におきましてその考へ方を變えるだけのほつきりした理由はないやうに存じております

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

天皇の御位におつきになりましたことが、金輪際これに對して動きが起らぬといふことが一番正確な行き方であらうかと思つてあります、従つてお伺ひになりました限りはいかなることがあつても順位に變りはない、必要があれば攝政がこゝに設けられて、現實の必要に善處するといふことになるわけでありまして、しかしまだ天皇におなりにならない前の有様におきましては、これはできるだけの動きの適正な方向に工夫をして行かなければならなかつたのでありますから、御位におつきにならない前の段階におきましては、今こゝに第三條の豫想してありますやうな考へ方は、考へらるゝことと思ひまして、これはむしろ理窟で言うよりも常識的のものと思ひます、かやうな考へ方が現行の皇室典範におきまして認められておりますことは、やはり從來そこに人々が思ひをいたしておつたことの證據でありまして、今日におきましてその考へ方を變えるだけのほつきりした理由はないやうに存じております

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

○北浦委員 進みまして、天皇一身に附著する權利についてお伺ひいたします、新憲法第二條及び新皇室典範の第一條によりまして、皇位繼承の順序にある者は新憲法の國家の象徵たる地位を承認せしむる權利、國民その他第三者に對して承認せしむる權利をもつておられる、この權利はたゞ天皇一個人に屬する特權であるとは考へております、この特權は勿論天皇の國事に關する行為をなすの作用も包含いたしますが、行為權は天皇一身上の權利でありますから、従つてまたこれを免れる、いやだと思へば、非常に窮境に

すれば一種の行政的なる働きをする所の機關である、しかもその中には外に向つて仕事をするというのではなく、こゝに掲げられましたような條項の、一種のたとへば順位變更という結果をこゝに導き出す所の機關である、こゝに導き出す所にお答え申し上げたいと思ひます

○北浦委員 そういたしますと、行政的行爲をなす特別機關というふうに向へまするが、その役目をもつ所の、その性質をもつ所の皇室會議を構成いたしまするのに、最高裁判所の長官、それからその他の裁判官、これを加入せしむる、これはどう考へても當を得ないと私は信じます、なぜならば、この特別機關の行爲が時に憲法違反の行爲なりや否やを審判する所の人々であり、みづから行爲して、みづから決議に關與して、みづから決議して、さうしてみづからその審判をする地位にあるといふことは、これは理論の許さざる所であり、常職もこれはいかぬ、そこで私は、政府においてはさうからくこの最高裁判所の長、並びに裁判官、これに代へまするに、いわゆる民主主義陣營のチンピオンとも申すべき辯護士、この二名をもつてすべきである、御承知の通り英國王室におかれましても、その王室辯護士といふものはおかれておる、勿論役目は違ひまいし、これは私は本會議において、立法、司法、行政三者合流するといふことは面白くないと申した、さうすると金森國務相は、合流するもよし、せざるもよしと、まるで禪問答のような御答辯を頂戴いたしましたのであります、これはどうもわけが分らぬ、こゝに審判するもの、たとえば

過日どなたかの質問におきまして、三等宮妃殿下においても、大審院に訴へることができるといふお言葉があつたといふことを拜聴いたします、審判する機關、この點いかゞございませうか

○金森國務大臣 お尋ねの點は御尤もな意味を多分に含んでおると考へております、だいたひ最高裁判所といふものの構成者が或る他のことに關與いたしますといふことにつきましては、さう注意すべきことと存じております、普通には最高裁判所の裁判官等が他のことに關與することは面白くないと存じております、しかしこの皇室會議の擔任しております事項の中には、可なり混みつた問題がありまして、國の各方面の人の考へが綜合集せられまして、萬過ちなきを期したいといふ念願は強いのであります、さうな事情であります、故に、法律的なる知識において、制度上信用のおかれておる所の、最高裁判所の裁判官をこゝに代表せしめたわけでありまして、その考へ方に特別に不都合な點もないのであります、従來の皇族會議等につきましても、これに近い考へ方は導き出されておつたように思ひます、今仰せになりました辯護士等をこゝに代表せしめたらばどうかといふことでありましたが、大きく考へるをもちますれば、辯護士と裁判官といふものは區別して考へるのも一つの事實であり、合的なる判斷をいたします時には、國內における辯護士の知識が、こゝにやはり裁判官を通じて代表せられておる、つまり法律的なる國の知識はこの形を通じて代表せられておる、こゝに

うふうに見ても、こゝにはなからうかと私は考へております

○北浦委員 法律上の知識のある者は、別に裁判官でなくても澤山おられる、弊害がある、どうしても弊害があるといふことであれば、無理にもつて行く必要はありません、從來の皇族會議もいかに、大審院長は出ておりますが、これは決議しない、意見を申し上げるだけです、今度は決議する、そこにおいて私は不都合ありと、かやうに思ふのであります

次に皇室典範の第十條の「立后及び皇族男子の婚姻」であります、これに皇族會議が干渉するといふことは、今までこれにも質問がありました、私は憲法違反であるといふ點において、角度を變へて質問いたします、憲法第二十四條違反であります、これはなんとしても違反だ、皇族といふものは別だ、皇室といふものは特別のお方である、かやうなことは歴史的説明でありまして、法律的説明では、どうしても違反だ、故に憲法第九十八條によりまして無効の條文である、これはどこまでも確信する、これを有効か、無効か、それだけの御答辯を願いたうか、或は國民の信念であるとかいふやうなことは、私は御説明願いたくなく、これは憲法に當てはまるか、情狀は幾多今日まで聞いておりますが、ただこの事實が、こゝに皇族會議が干渉するといふことが、憲法第二十四條に適合するか否か、その點だけお伺ひいたします

同意を唯一の要件とするといふ規定は、一般的の規定としてもより尊重し、效力をもつておるものであることは疑いがございませぬ、しかし特別な規定をも含んでおるものであり、すなわち皇室典範といふものが、第二條において豫想せられておられて、皇位繼承といふことゝ組合わさるゝ關係におきまして、こゝに何等か特別な規定が生じ来ることを是認しておるものであらうと存じます、そこで婚姻につきまして、兩性の平等を尊重すべきことはもとよりでありますけれども、皇位繼承といふことゝ不可分に存しまする範圍において、やむを得ざる所の變化を加へることは、憲法第二條が許しておる所と思つて、だいたひ立后及び皇族男子の婚姻といふものは、單純なる個人の婚姻と違ひまして、その血統を本にしまして皇位繼承が行われて来るわけであり、特にこゝに皇族男子といふ項を抑えまして、皇族女子の婚姻のことをこゝに書きませんのは、皇位繼承といふことゝの關係から、男系といふことゝの結びつきでできておるものであります、さうな意味におきまして、婚姻自身はなるほど自由でなければならぬ、しかし皇位繼承といふ面から来るやむを得ざる特例といふものは、これに加へられてよいのではなからうかといふふうな考へて来ますと、第十條が皇位繼承と結びつく限りにおいて、婚姻につきましても一つの要件をこゝに設けておることは、憲法上は認めることゝ思ふのであります、殘る問題は、かやうな一つの條件、皇位繼承、すなわち憲法第二條の豫想しておるものと無關係に存するか、或は必要なる限度

を越えて存するかといふことの問題になつて来ると思ひますけれども、これは血統を本位としてきております所の、皇位繼承の根本原理を顧みすれば、こゝに自ら血統上の考慮からの制限が生れて来ることは、しかたがないといふますか、やむにやまれざる正當なことゝ考へますか、故に、憲法違反には全然ならないと思つたのであります、なおこれはたゞ婚姻の制限だといふたしますと、非常に強く響きますが、さうでない、皇位繼承の範圍をきめるといふことゝ組合わさるゝ制限である、こゝにこゝに御理解下さい、さうならば、やはり憲法違反だといふふうにきめておしまいにならないで、もう少しお考えを願ひたいと存じております

○北浦委員 私は、憲法違反なりと考へまする根據は、單に「兩性の合意のみに基いて成立し」これだけをとつておるのではありません、その第二項に、配偶者の選擇、離婚並に婚姻、こゝに、配偶の關係に關しては、法律は個人の尊嚴に立脚して制定しなければならぬ、個人を離れていゝ、なそのほかの事情、習慣、感情を織り混せて、さういふ法律をつくつてはならない、これが第二十四條の規定であります、政府の仰しやることをじつと聽いておるをつくつておる、それだから私は初めから言ひ、この皇室典範は明治典範の足踏みだ、足踏み状態だ、一つも變らぬ、なるほどこの時の皇室會議はなるべく御賛成なさるのであります、さうな反對ばかりなさるのであります、さういふが、その賛成目録がいけない、賛成する者は反對もいたし得る、

そういう資格を皇室會議に與えるといふことが憲法上間違つてゐる、私はかように考へてゐる、これは將來憲法違反の無効確認の訴訟でも、起さうと思つたら起せるを私は確信いたしてあります。

次に第十一條は「年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる、こうなつております、この條に十五年の未成年者、刑法では御承知の通り十四年以下は人間ではない、十四年以下の人のしたことは無責任である、何をしても罪にならない、それとたつた一年違ひの十五年、これらのお方に、どうも書いてあることがおかしい、その意思に基き」と書いてあるが、十五ではほとんど意思がない、一面に刑法といふ法律では十四年、たつた一つ下ではもう人間と認めてゐない、そしてこの典範には十八歳、これが特別成年にできております、普通われわれは二十歳である、このわずから十五歳の方々に、その意思を基礎として重大なる法律行為をなすことを許し、かつこれに干渉する、これも私はわけのわからぬ無理な規定だと思つております、これも明かに萬人は法律の前に平等なりという趣旨に反する、一體どういふわけでこの十五という年におきめになつたのか、それでよろしいか、これが萬人の前に平等という原則に反しないか、この點を一つお伺ひしたい。

○金森國務大臣 皇室のこと、つまり皇族の身分を離れるといふことは一般人には起り得ないことであります、皇室の方にのみ當はめることであります、故に、この點は國民平等の點の規

定とは相わたることは多分なからうと思ひます、従つて問題は、十五年という年齢をもつてかやうな問題を解決することを認むることが、その人の立場を顧みまして適當かどうかというところにたつてゐると思ひます、いろいろの事柄にたつてゐる、人間はその時代々々の判斷をするのでありますから、民法では二十歳といふことをもつて制限しておりますけれども、しかしそれは事にもよるものであります、或る限られた問題については年齢を變へるという理由は成立することと思ふわけでありまして、未成年者でもなお營業をなし得るということ、民法上も認めておることでありまして、そこで皇族たる身分を離れるなるかどうかといふことを、いくつ以上の方が御判斷になつてしまふべきかという問題になります、從來の沿革等を見まして差支えがなかつたという保障がついた年齢であるならば、それを基礎としてもよからうといふふうに考へます、この十五年といふのは、從來のこれに類似したる場合における判斷をなし得る年齢、こういう趣旨でこゝに掲げられてゐるわけでありまして、法規の上から申しまして、また妥當性の上から申しまして、差支えはないように存じております。

○北浦委員 臣籍降下が一般人にないといふやうなことはよくわかつております、わざ／＼御説明を聴かなくてもわかつております、私の言ふのは、さうじやない、たとへ三人でも五人でも、特別のものををつくるということが非民主的だ、間違ひだ、かように申すのです、それから十五におなりになると、既に一人前の意思が決定できるんだ、

前から考へて弊害がなかつたんだ、こゝ仰しやいます、それで御無理はございせんか、内親王や女王、わすか十五歳の幼小のお方が、臣籍降下という大事件を決定なさる、もう少し年を繰り上げなさることを私は政府に衷心から進言しておきます。

次に皇族會議の構成員中に國會の議長、副議長及び最高裁判所の長、こゝいうものが含まれておられますが、これはおの／＼その機關を代表して議員となるのか、或は個人たる資格においてこの特權をおもちになるのか、この點をお伺ひいたします。

○金森國務大臣 今お尋ねになりました、こゝいう機關の長ともなる議員を個人にいたします場合に、代表が個人の資格かといふことは、一般論として常に起る問題でありまして、御質疑の次第は御尤もと存じております、かゝる場合にもどう解してゐるものであらうかといふことになりまして、法律上の見方と、政治的の見方と、そこに二つ別になつて生れて来るもののやうに思ひます、法律的に申しますと、國會を代表して一人の議長或は副議長がそこで發言をするといふことは、ちよつと考へられませんが、無理につくればできますか知れませんが、とも、考へられませんが、でありますから、法律的に言へばこれは個人としてこの地位を充たさるゝ、こゝいうふうに見てよからうと思ひます、しかしそれは冷やかなる法律の判斷でありまして、政治の眼から見れば、自然國會を代表するが故に、こゝに働きがでることになりまして、こゝに現すが、法律的には個人としてこゝに現

われるのである、しかし政治的にはその背景をこゝに代表されるのである、こゝいうふうな御理解をお願いしたいと思います、それから裁判官につきましては、その議論は少し不適當になりました、もう少し緩めたいと思ひます、裁判所の氣分或は考へ方をこゝに現わすといふ政治的目的をもつてつくられてゐる、こゝいうふうな御理解願ひたいと思ひます。

○北浦委員 いまの御答辯は私はほとほと感心して、そして私も衷心から賛成いたします、どう考へても司法官だけいかぬ、ほかの法律的に個人であつて、政治的に背景を重んじている――まことに巧妙なる御答辯でありまして、これで満足であります、司法官はそれで解決つかぬ、がやうなもの、やはり、どこから考へても解決つかぬやうなものは、省くことが私は最も適當であると、再びつけ加えて申し上げて置きます。

次に皇族であります、立后と御婚姻、これは別個の觀念であると思ひます、いかにございします、か、即ち婚姻は民法上の法律行為であつて、立后は儀式であると思ひます、が、いかゞでございませうか。

○金森國務大臣 御説のように、日本の古い時代の考へ方といひましては、立后と婚姻といふことは別個のものであつた事例もあるように存じます、例へば既に皇族、まだ皇位におつきにならぬ前に、御婚姻になつておつた場合に改めて立后といふことが行われたといふこともあるわけでありまして、さういふ立后と申しますのは、さういふ特殊な古代の用例によつた

ではなくて、近ごろの考へ方を本としておりますが故に、こゝに立后といふ言葉は、天皇の御婚姻といふことと同じ意味に了解しておきます。

○北浦委員 これは法律上ではありません、立后の御儀式或は立太子の御儀式といふのは、これはやはり今後もおやりになる御計畫になつておりますか、この點念のためお伺ひしておきます。

○金森國務大臣 この點につきましては今の所何らまだ確定したる結論に到達していません。

○樋貝委員長 北浦君、まだ相當ありましようか。

○北浦委員 もう少し……多少ございします。

○樋貝委員長 もし長ければこゝで休憩し、午後後に願ひたいと思ひます。

それではこれで暫時休憩いたします、午後一時より開會いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時十八分開議

○樋貝委員長 休憩前に引續き會議を開きます、質疑に入ります、北浦圭太郎君。

○北浦委員 午前中に引續きまして、立后問題であります、政府の御意見では、立后とは御婚姻とは別個に考へてゐない、と申されましたが、大多數の場合におきましては、皇太子殿下が御婚姻をなさる、後に天皇陛下に御即位なさる、その時に立后式といふものが行われますが、さういふものが行われなつて、皇后陛下即位後天皇におなりになつて、皇后陛下といふことに相成ることもございませうが、その代りに、御婚姻と立后とは別々の場合が多い、こゝういふ場合には

どうしても御婚姻と別個の觀念でなければならぬ、かように私は考へておるのであります。かりに同時に立后ということがあるとしても、觀念は別である、そこで尋ねるのであります。が、婚姻ということは疑いもなく民法上の法律行為であります、立后はどう考へてもこれは儀式である、從來から立后式、立太子式と申しまして、われわれの常識はこれを儀式の部類に入れておるのであります、そのい

まして、内閣の助言と承認により天皇がこれを行はれるのであります、皇室會議がとかくこれに干渉することは憲法違反ではないか、かように私は考へるのであります、が、金森國務相の御意見をお伺いいたします

○金森國務大臣 この場合の立后と申しますのは天皇の御婚姻、そういう意味と全く同じに了解しております、宮内省方面の人の解釋も、現在ではそういうふうになつてゐるということでございますからして、只今お尋ねのお言葉はありましたけれども、極く古代の立后ということとは違ふ意味と存じております

○北浦委員 その御答辯は先ほどお伺いしたのであります、皇太子殿下中に御婚姻遊ばす、既に御婚姻ということは過去の事實であります、將來天皇におなり遊ばした時に立后という問題が起つて来る、この場合に立后と婚姻と同一ということが考へ得られますかどうかをお伺いするのであります

陛下の場合でも、たしか私の記憶しております所では、前に御婚姻が行はれて、それから御即位が起つたというのであります、その場合に別に立后という特別な途は行はれた、これは記憶してありません

○北浦委員 そこで食前にちよつとお伺いしておいたのであります、しかば將來立后式、立太子式というものはないので、この問題になつて来るのであります、これは今のところでは決まつておりません、

○金森國務大臣 決まつておりません

○北浦委員 それじやよろしゅうござります

次に皇族の民事、刑事裁判に關する特權、これは今同は全然消滅せしめたのであります、或は將來、刑事裁判に關することは刑事訴訟法で、民事に關することは民事訴訟法で、御規定になつて、来る通常議會にでもお出しになるのであります、たとえて申しますと、皇族は從來は勅許を得るのなければ拘引したり、召喚したりすることはできなかったこと、御承知の通りであります、それから皇族と國民の訴訟、これは特別管轄がござりました、このことはもう消滅いたしましたのである、或は將來お出しになるのである、消滅するとしたらその理由は、どういふわけでありますか、

○金森國務大臣 民事及び刑事の訴訟と皇族との關係につきましては、そのやうな規定は、この皇室典範系統の今回の改正法律の中からは除かれております、それではその代りになるだけのものが、實態としてやはり制度上設けられないかどうかということが次の問題になつて来ますけれども、幾分は

特例を生ずる場面もあるかと存じております、だいたいとしては特例をなくするといふ方向でありまして、来るべき通常議會の時に、それらの點をはつきりきめて御審議を願うということに豫定いたしております

○北浦委員 もう一つこの問題についてお伺いいたします、この皇室典範には、御陵墓の規定は現れております、が、神宮といふことがない、それから刑法にも神宮といふことが問題になつてゐる、このことをきいておられます、御承知の通り、刑法には神宮に對する不敬罪が規定してあります、神宮の御陵といふものは、刑法では同列になつております、これもなくなるのであります、これもなくなる、このことであるならば、なぜなくなるか、この點をお伺いいたします

○金森國務大臣 この皇室と直接または間接の關係におきまして、今仰せになりましたやうな種々の點を考究しなければならぬことになつております、この方面のことにつきましては、新しい刑罰制度におきまして、相當根本的に考へなければならぬ點が多いのであります、現に研究中ではありますけれども、まだはつきりしたことにつきましては、方向を申し上げにくい状況になつております

○北浦委員 このことにつきまして、是、甚だしい、噂があります、私は奈良縣人でありまして、奈良縣には橿原神宮といふのがござります、その隣りには伊勢神宮といふのがござります、が、一體こゝろ神宮といふものは皇族とは最も密接な關係がござります、それを、このごろいかにも何か戰爭に關係でもあるやうな考へをもちまして、

て、誰言うとなく、誰するもなくこれを排斥する、御承知の通り、別に橿原神宮や伊勢神宮がこの侵略戰爭をやれと仰しやつたのでもなければ、またこの神宮に對して戰つたことを、國民が迷信的に頼みに行つたわけでもない、が、妙にそれが誤解されて、恐らくこれは今度の改正刑法でも、神宮の不敬罪といふことがなくなるのではないかと、このことを私は心配いたしておるのであります、既に皇室典範には、御陵、墓と書いてある以上は残るのであります、書い、やはり信仰の自由といふことはこの憲法にも書いてあるの、

ござりますから、くだらない侵略戰爭と結びつけて、そして皇室の御先祖であり、われわれの崇敬いたします神宮を、目下考究中であると仰しやいますから、私は御參考のために、またわれわれの念願として申しておくのであります、これを戰爭と結びつけて排斥するといふのは、けしからぬ話だと私は思つております、神様は何の關係もない、そしてわれわれは佛教を信じようと、天理教を信じようと、或は神道と申しまして神様を信じようと、これは自由で、憲法に規定されてある、そういうことをよくよく考へ願ひまして、これは金森國務相が總理大臣にもその他の閣僚にもお話し願ひたいのであります、やはり從來永らくやつて來られましたやうに、内閣を組織されて大臣におなりになると、國民の象徴の、しかもその御先祖である神宮でありますから、にわかによつたりと指りになることをおやめにならぬ、

で、もとの通り御參詣なさることが至當である、私は考へてゐるのであります、これは私の念願であります、

て、誰言うとなく、誰するもなくこれを排斥する、御承知の通り、別に橿原神宮や伊勢神宮がこの侵略戰爭をやれと仰しやつたのでもなければ、またこの神宮に對して戰つたことを、國民が迷信的に頼みに行つたわけでもない、が、妙にそれが誤解されて、恐らくこれは今度の改正刑法でも、神宮の不敬罪といふことがなくなるのではないかと、このことを私は心配いたしておるのであります、既に皇室典範には、御陵、墓と書いてある以上は残るのであります、書い、やはり信仰の自由といふことはこの憲法にも書いてあるの、

次に、前には民事、刑事の裁判であります、今度は民法上であります、民法上皇族に關する特例もなくなるのであります、或はまた民法を改正して規定せられる豫定であります、か、たとえば皇族の後見人は皇族たるを必要としたがごとき、或は禁治產宣告は勅旨によつたがごとき、これを全部廢止せられるとするならば、一體皇族の御幼少なる方は誰がこれを後見なさるか、或はいはゆる浪費の癖あらせられるやうなお方に對しては、どなたがこれを宣告なさるか、裁判所であるか、この點を明らかにしていただきたいのであります

○金森國務大臣 民事關係のことにつきましては、これは民間の一般適用になります、民法制度も、いづれはこの憲法の改正によつて、相當大幅の變更が行はれることと存じますために、まだその邊まで十分の結論ができておりません、いづれは通常議會において御審議を煩はすことにならうと思つております、特にこの皇族に關しまして、できるだけ特例をつくらぬといふ方向をもつて、萬やむを得ない部分においてのみ特例を設けようといふ方針をもつて進めておるわけであります

○北浦委員 次に進みます、この皇室典範には宮内大臣とは書いてありません、が、宮内府の長といふ文字が、現れております、そこで宮内大臣は豫想されておるに違ひありません、が、一體宮内大臣といふものは國法上どういふ性質をもつものであるか、この點

て、誰言うとなく、誰するもなくこれを排斥する、御承知の通り、別に橿原神宮や伊勢神宮がこの侵略戰爭をやれと仰しやつたのでもなければ、またこの神宮に對して戰つたことを、國民が迷信的に頼みに行つたわけでもない、が、妙にそれが誤解されて、恐らくこれは今度の改正刑法でも、神宮の不敬罪といふことがなくなるのではないかと、このことを私は心配いたしておるのであります、既に皇室典範には、御陵、墓と書いてある以上は残るのであります、書い、やはり信仰の自由といふことはこの憲法にも書いてあるの、

ますお伺いいたします

○金森國務大臣 現在考えております所では、宮内大臣に代ります今後宮内府の長は官名等はまだはつきりいたしておりませんけれども、結局皇室に關する行政府の長官という意味において心得ております、従つて國會に對します政治責任のごときものは直接には負いません、それに關係しますことは、内閣それ自身が責任を負うというふうに考えております、しかし皇室のことを扱うものでありまするが故に、格式は相當高きものにしなければならぬというふうに考えております、一口に申しますれば、形から言へば、内閣の外局というやうな性質をもつものではなからうかと存じております、しかし事務が皇室の事務を擔任するのでありますから、一般行政官廳とは違つた構想に基づきまして、しかるべき制度を設けたいと存じております

○北浦委員 しかば宮内省の役人は、これは皇室の私的使用人ではなくして、國家の公務員ということに相なると思いますが、いかがでありますか
○金森國務大臣 現在の宮内省の職員は、仕事の中味から申しますと、國の公務員に近いものもありますし、そうでなくて皇室御一家の事務を擔任するものもあると思つております、言い換えますれば皇室の公の面を擔任する職員もあると同時に、私の面を擔任する職員もあると存じております、今度の改正の制度におきましては、皇室の面を擔任する者が宮内府の職員とならうと思ひます、それから公に全然關係のない私の職員は、國の役人たる性質をもたないことになりまして、一家の

民事的なる使用人ということにならうと考へております

○北浦委員 問題は別でございまして、私の考へによりまして、皇族になりたい、皇族でありたいというやうな考へは、私は非民主的である、がよ様に考へております、故に或る程度必要以外はどしどし、臣籍降下を認むべきである、換言いたしますと、この皇室典範はあまりに多く皇族を縛り過ぎておる、新憲法の國民の自由と非常な違ひがあります、ほち／＼比較いたしてみますと、第一に庶子なるが故にこれを排斥する、民法はこれと反對である、皇族の身分になつてみますと、精神的に身體的に重患ありや否やを看取される、民法にはさうなものは無い、養子は禁止される、民法は反對、婚姻は干渉される、憲法は反對、臣籍降下も干渉される、金森國務大臣の言葉のうちに、これは一般にあるものではあります、せんから民法もありません、天皇攝政の職は許されぬ、大臣はなん時でも辭職する、祖先傳来の財産は奪われ、天皇は政治に關係できない、皇族はたいてい今日まで武官であられたから、内閣總理大臣や國務大臣にはなれない、これは憲法に規定せられる、幼年にして責任を負担せられる、民法は反對、數えて見ますと十指に餘る、これでよいのか、どこに自由がある、これが民主主義的自由と公正とを尊ぶ立法であるか、一面に大權はなくする、他面に法律で自由を奪う、これは金森國務大臣はよく考へを願ひたい、いかに皇室典範は皇族だけ特別扱いである、天皇だけ別に國民と離して鄭重に扱う、實はこの通り自由を奪つてゐる、そこでこれらの制限中から、庶

子の排斥は絶対にいかぬ、もとの皇室典範はそれでよかつた、それから婚姻の自由を主張いたします十五歳、十八歳の能力に反對する、これらの分は結論をいたしまして、是非とも、いろいろなかの理窟を言わないで、法律的にお考へになつて、政府において十分お考へを願ひたい、これが私の結論であります、天皇並びに皇族をあまりに束縛し過ぎる、御自由を奪ひ過ぎる、私は本會議においても述べたが、皇族、天皇に自由を與えろ、これであり、この點については、金森國務大臣に只今私が申しました十箇條の束縛に對して、御感想でよろしうございませうから御願ひしたいと思います

○金森國務大臣 今いろいろの點を擧げて、皇族の方々が甚だ御不自由である點をお述べになりましたが、私は全くお言葉の通りと存じております、しかし言葉の取り上げ方によりまして、お言葉だけ聽いておりました、皇族の御自由ということとはほとんどなくなつてしまつたやうに感ぜられるのでありますけれども、實際は辯護めいたやうなことはなおりますけれども、皇位繼承といふことと組み合はされまして、やむを得ない範圍においてのみ、いろいろの制約がつくのであります、言葉だけを聞き取りになれば可なり激しく響きますけれども、事實は可なり御自由の餘地が得られるやうに、いろいろの點に注意は加へてあるわけであり、と申しますのは、例へば婚姻の自由といふことにつきましては、制約があまりにも、多くの皇族の方々は、皇族たることに伴う制限は、皇族でおありにならないやうになることによつて離れることが出来るわけであり

ます、一々の明文の中に露骨にそれを書きますことは避けておりますけれども、實際においてはそこにとりがある點を含んでおります、そのほかいろいろのお示しの點、例へば十五年以上の意思表示というやうな身分に關しますことは、一般の行爲能力と違ひまして、多少の變化のございますことは、必ずしも稀有なことではございませぬ、今度は民法等の婚姻などにつきましての規定も、變りますと具體的にいかなるが存じませぬけれども相當年少な人が、例へば十六歳というやうな人が自己の自由意思によつて婚姻出來るやうなふうにならうと思ひます、これとの振合ひにおいて、必ずしも實質上はひどくなつておることはないと思ひます、そこでその邊の所の申しわけだけいたしておきまして、だいたいの立前といたしまして、今回の皇室典範はほんとうに皇位の御繼承といふことに關する種々なる御制限は、これはもう根本的な國民の考へからしてやむを得ないといふ所を眼目にいたしまして、それ以外のことにございまして、できるだけ御自由な立場が得られるやうに、一々眼にははつきり見えませんが、條句の末において相當の意を用いておるのであります、庶子の點は、實際私自身のこの案を認めて來ます経路におきましての感想を述べますれば、私は初めは庶子といふものは一面において不自然なる點があるにしても、從前の通りの形を残す方がいゝじやないか、こゝ考へた時代が相當ありました、しかしいろいろの角

度から考へまして、結局國民道徳の見地から見、或る原理を皇室が違つた態度によつて處理せられるということ

は、どうしても好ましくないといふので、やむを得ず範圍から除いたわけでございます

○北浦委員 私は一言だけ金森國務大臣に申し上げておきますが、この庶子問題について、國民道徳といふことを盛んに仰せられますが、從來も決して國民道徳といふものを無視したのではない、皇統が、いわゆる明治大帝から以下の皇統でもよろしうございませぬ、或は神武天皇を標準とされてもよろしうございませぬが、皇統が成べく血の濃い、さうして親密な方向に向つて血統が續いて行くといふことを希望するのあまり規定されてあつたのであつて、かつ一體國民道徳とは何か、それは悪いが、假にそれが不道徳といつたとしても、過日同僚の一人が仰しやつたやうに、生れた子供に何の罪があるか、これが差別待遇だ、この御説明は國民道徳維持のためだと、どうもさういふことはいけぬ、しかば民法にも庶子といふものを抹殺してしまふねばならぬ、人間の待遇をしない、民法から庶子といふものを抹殺して、これは嫡出子にあらずる子とわれわれはごく細密に注意を拂ひまして、庶子だの私生兒だのなくした、嫡出子にあらずる子である、なぜか、その子供たはいけぬといふので、法律は遠慮してさういふふうには改正いたした、それを政府は國民道徳の上から除く、それではいゝやうな皇族の方々はおさまるまいと思ひ、この條文だけは憲法無効確認の訴訟は必ず起る、私もでも大審院に向つて起して見せる、この説明は私は頗る不満足であります、もつとお考へを願ひたい、これで私は皇室典

範の金森國務相に對する質問は終りましたが、この次ぎは多少政策に關係いたしますから、幣原國務相をお願いしておいたのでありますが、いかがですか

○樋貝委員長 今出かまして三時半まで出られぬそうです

○北浦委員 それではその時間にやることにいたします

○樋貝委員長 それでは一應それで切ります

○北浦委員 三時半になれば私ぜひお伺いしたい

○樋貝委員長 それではそれを諒承しまして、次に松本七郎君

○松本(七)委員 私は第一に質問しておきたい點は、この典範案を立案するに當つて、政府はどういう態度をもつて臨んだかということであり、由來天皇とか、皇室に關することは議論がしにくいものであります、しかし今日では新憲法は制定されまじし、これまで神格化されていた天皇も人間天皇となられ、日本がこれから民主的な新國家となるの國是はきまつたのであります、この際皇室典範の審議に當りまして、あくまでも冷静に、科學的態度をもつて臨まねばならぬと考へるのであります、政府のとつた態度をこゝに明確に表明していただきたい

○金森國務大臣 皇室典範は、今回の憲法の改正の基本原則と見らるゝ所に従ひまして、もとより現代の知識をもつて判斷し得べき合理的なる道順をとつたつもりであります、しかし他の一面におきまして、憲法自身の認めておられます天皇というのを、結局三千年の歴史の中に、國民精神の中に育まれて根柢が築かれておるものという前

提をも併わせ考へたのでありますから、その點を離れて討論をつくることはできません、一口に申しますれば、改正憲法第二條の世襲ということにはつきり根柢を置いて、その世襲の意義を歴史によつて解釋しつつ、現代の諸般の情勢を噛み合せて規定をした、こういうことになるのであります

○松本(七)委員 政府のとられた態度は正しいと思ひます、しかしその効果がこの典範案に現れていないと思ひ、せんだつて九日のこの委員會での答辯でも、幣原國務大臣は、この典範案が非常に民主的であるという理由として、第一に法律として議會で制定されることになつた點、及び今までの皇族會議が皇室會議になつたというこの二點を上げられたようであり、これは先ほど前の方が言われたように形式的なものでありまして、なるほど現行典範と比べれば幾分民主的ではあります、けれどもその實質は少しも民主的になつておられないのであります、これからの法律は新憲法の肉となればならない、そのためには、あらゆる法律が新憲法の精神を、積極的にこゝに活かして来るものであつて、新憲法と調和するものでなければならぬと思ひます、しかるにこの典範案はあまりにも新憲法と不調和である、憲法が非常に新鮮味に溢れておるに比して、この典範案においては庶子の繼承權を認めないという點にわずかに新味が現れる以外に甚だ古臭い、まるで時代にとり残された観があるものであります、この觀點から第二に伺いたい點は、これは多少重複をいたしますが、どうして納得が行きませんから、も

う一度重ねてお伺いするのでありますが、どうして女子の繼承權を認めないかというところであります、わが國の歴史にも女帝の例はありますし、また新憲法の精神から考へても、當然女子の繼承權を認むべきであらうと思ひのであります、女帝を認めるとその婚姻とか或は配遇者の地位というやうなことに關する取扱ひに不便があるという論には確かに一理はありますが、これ等の實際的な不便などは別に大したことではないのであります、新憲法においては、天皇の大權はごく形式的なものに限られており、天皇は象徴にならないのでありますから、女子の繼承權を排斥すべき理由は何等認められないのであります、この際むしろ新憲法の精神を積極的に活かして、女帝を認むべきものであると私は考へるのであります、この點をまずもう一度お答え願ひたいと思ひます

○金森國務大臣 世間には女子の繼承權を認むべしという論があると同時に、認めてはよくないという議論も聴いております、そこで認めるはよくないという議論の骨子となります、今仰を、いろ／＼考へて見ますと、今仰せになりましたやうな、婦人の一般的眼から見たる能力が、國の象徴たる地位と顧みて適當ではない、こういう見解が一つあります、それはもしも軍國主義のやうな國でありますならば、婦人が國の現行憲法のように統治權の總攬者であられるということになすますと、こゝに思わしくない事情も出て来ると思ひますけれども、事情は變りましたからして、さうな議論に重きをおく必要はないと考へております、それから婦人の体力を本にして

國の元首たるにふさわしくない、こういう議論も出て來ますけれども、これも同じように認むるに乏しき議論であるように思われます、さらに考へまして、今仰せになりましたやうに、婦人には配遇者がある、その配遇者があるというところが、この現行制度でいへば國の元首たるにふさわしくない、こういう論點も從來よく言われておりました、しかし人間の性質というところに根柢を置いておられますこの憲法の眼をもつて見ますれば、さうな論據をもつて女帝を認めないという理窟は、甚だ影の薄い議論になると思ひます、多分この點は御意見と同じであらうと思ひます、さういふやうにいろ／＼考へて來ますと、女性の天皇が適當でないという論據は漸次減少して來るといふことを認めなければなりません、それではなぜ女性の天皇をこの皇室典範が認めないのか、こういう論が直ちに起つて來るのであります、私も研究の道程におきましては、女性の天皇を認むべきであらうといふことを、まず一應の假説的な題目といたしまして、さうして研究を進めて行つたのであります、こゝに根本的に問題となりまして、日本の皇室が常に男系の原理を認めておつて、未だかつて男系たることに一つの例外をも置かなかつたといふことであります、何故に男系にのみ繼承權を認めて、女性には繼承權を認めなかつたかといふことを、まずつきり考へて見なければならぬと思ひます、このいろ／＼な社會的事項を研究しております學問を少しばかり覗いて見ますと、古代におきましては、女帝に重きを置くという思想もあつたと思ひます、それが日本の古

代のことは幾分茫漠としてわかりませんけれども、歴史のわれ／＼に正確に教へて呉れる範圍内におきましては、常に男系を尊重しておつたといふ所に、相當注意をしなければならぬと思ひのであります、これに對しまする學問的な見解は、今日必ずしもはつきりしてはいないのであります、これを眞に掘り下げて、明らかなる點までもつて行かなければならぬと思ひますけれども、これはなか／＼一朝一夕にはできかねること存じます、故に、まずこの邊の所は、今日の段階におきましては、かくあるもの、従つてかくあるべきものとして扱つて諸般の制度を考へて行く外にしようがないと思ひわけであり、さうなりますと、既に男系を尊重するといふことになり、その自然の結果といつたしまして、男系の女子が御位におきになるといふことは、そののちにおきまして皇位を繼承せられる所の系統が起つて來ないといふことを示しておるものであります

最後に女子が帝位におきになりますれば、その配遇者との間にお生れになつた方は、これは男系でありませんが、繼承權がそこには及ばないといふことになるのであります、この點がさうに大きないろ／＼な問題の疑惑となるのであります、日本の古來の制度におきまして、御承知のごとく十代の女子の天皇があらせらるゝのでありますけれども、なんとなく特別な扱ひであつて、それが偶然的なるものではないのであります、八人にして十代のその女帝が、どういふわけでおなりになつたといふことを考へて見ますと、だいたいこれを三つの種類に分け

ることができるのであります。一つはこれはまあ歴史の批判にはなりませんが、皇室の外戚がその虚に權勢を張ろうとする原因に基づいてゐるというふうには、歴史家によつて認められております。それは御二方でありまして、そういう事實があるわけでありまして、それからまた他の場合は、男子たる御後継ぎの方の成長を待つために、一時的に位をお下しになる。いわば攝位というふうな氣持をもつてできていると考へらるゝのであります。さらに第三の場合は、これとやゝ異つた特別な事情によるものであります。たとへば持統天皇の場合について考へて見ますと、持統天皇は天智天皇の皇女であらせられ、そして天武天皇の皇后であつたのであります。この天武天皇の崩御のうちに、若干の経過のもとに皇位におつきになつたのであります。その事情は、どうも天武天皇の諸皇子があらせられ、おのゝ異つた母からお生れになつておりました。その各皇子の間に恐らくは激烈い紛糾が起るであらうという特殊なことを豫見せられて、さうして皇后たる方が御位におつきになつた、これはまあ歴史の見る所でありまして、個人的のさういふ歴史家の意見も加わつてゐると思ひます。けれども、だいたいそんなふうな意味でありまして、それを御位におつきになつた形跡がないのであります。さう考へて行きますと、たしか皇室典範義解であります。これは、註釋が加へてあります。宗の常憲にあらず、常の規則ではない、さう示されてゐる所に理由があるよう

に思ひました。これは多分男系ということと組み合わされ、その中には御系統が生じて行かないという所に何か關係があるものではないかと思つております。つまり、これだけの疑惑を起しまして、なお深く掘り下げて女帝を認むるがよいが、悪いかという議論に移るわけでありまして、それから先なかなか困難なる問題が伏在してあります。一つの方——假に女帝を認むるといふにしても、今のうちに後継ぎが自然の系統において起つて來ないものでありますから、さういふことを考へますと、女帝の繼承の順位をどこに置くか、男子と同じような普通の順位に混せて女帝を考へるのがよいのか、それとも一つの血統のしまいの所で、やむを得ず女帝をお認めするといふ考へがいゝか、それとも皇位繼承者の範圍の全部を見渡して、その最後の所に女帝をお置きするがいゝか、さういふ順位の問題が起つて、なか／＼これはわれ／＼微力であると言へば言へるのであります。さういふことは容易ではないと思ひます。なおまた他の面から考へて見ますと、もしも男子に優先的な地位を認むる、つまり皇統が連續して起ることを豫見いたしますれば、どうしても男子に優先的な繼承順位を認めなければならぬ。さういふことは、さういふ男系に及ぶわけでありまして、さういふ女帝に及ぶわけでありまして、さういふことは、今日の情勢ではなか／＼ありそうもないのであります。竹の園生は相當の男子を包含してあるのだから、今この際女子を考へますことは一種の抽象的な理論討

究に終るような氣持がございまして、すぐにこの制度をはつきりきめなくてよいといふ考へが起つてきます。さうに女子の天皇を認めますと、もしこれが最後に來ると、それから先は皇位繼承がどうなるのだから、もう皇族の方になつてしまふ、一般の考へによりまして皇位繼承者といふものが容易に發見できないようなことになりまして、さういふおかしな制度をわれわれは考へるわけに行きません。そこで考へるような場合には、もつと根本的に諸般の制度を頭の中において、間違ひのないように考へなければなりません。さういふ考へて來ますと、要するに女帝につきましては、過去の男系といふことを尊重する根本の原理を探索して、それからまた歴史の上に現われ得るような場合のみであるのみ言われ得るような場合のみであるといふことを考へまして、さらに皇位繼承の順位を考へる時に、相當困難なる問題が湧き起つて來るのであります。また女帝を認めますことによつて、皇族の範圍などにつきましても非常な考へなければならぬ幾多の面が附屬して起つて來ます。それらをこの貴重なる制度の中に認めますためには、よほど根本的な研究をしなければならぬ。今日五月三日までにせよと完備いたします立場から言つて、これは將來の問題に残して、萬遺漏なき制度を立てることが、われ／＼の行くべき道であらう、さういふ考へに考へまして、つまり結果におきまして、これが規定の表面に現われなかつて、さういふ次第でありまして、決して疎かに考へておるわけではありませぬので、さういふ御諒解願ひたいので

あります。○松本(七)委員 結局この問題は、男系に限ることの科學的根據といふことになつて來るだらうと思ふのです。が、今後この男系に限らなければならぬかどうかという問題は、今の御答辯ではなお御研究されるおつもりの方に承りました。この問題さえ根本的に解決するならば、女帝を認めても差支ないと思ひます。これをさへ認めれば、また女帝の問題も、さらに胎内皇子の問題も、すべて解決すると存じます。そこで現在では、まず男系に限つたといふことになれば、女帝を認めるわけにはいかなるでありません。さういふが、今後この問題を検討した結果、男系に限る必要がないといふことがはつきりした場合に、それから改正してもいゝといふような考へがおありでございませうか。○金森國務大臣 もとより十分なる研究をいたしまして、正しい結論が出れば、それに従ふべきことは言ひまでもないと思ひます。○松本(七)委員 その次は、なぜ天皇の退位を認めないかという點であります。恐らく現状に對する配慮から、天皇の側近者の意向が強く反映して、こゝなつたのだらうと想像いたします。けれども、現實の退位といふことと、退位の法律的可能性を認めるというところは全く別のものではあります。もつと遠い將來のことを考慮すべきであらうと考へるのであります。天皇の自發的の意思に基づいて、しかもその上に國會の議決を経るというふうな手續をもちつて退位することを認めるのが、私は適當であらうと考へるのであります。人格化された天皇の觀念を一掃して、

人間天皇といふことに徹するならば、必ず今申したやうな、天皇の自發的の意思に基づくものと一定の手續を経て國民の承認し得る退位の途を講ずべきものであらうと考へるのであります。この點についてお考へを承りたい。○金森國務大臣 退位の問題につきましては、相當理論的に實際的にも考へるべき點が残されておるに思ふのであります。今仰せになりました退位を是なりとする御議論も、もとよりその一つでありまして、傾聴すべき論點が多々あるものと考へております。これを客觀描寫と申しますか、退位といふことに關連してあります。いろいろのものを並べて、考へて見ますと、日本の古い時代の歴史におきまして、皇位繼承についての争ひといふものもあつたことは認めなければならぬ。それに關連して退位といふ問題が考へられるといふこともあるものであります。これはそれだけの範圍において考へて見ますれば、退位といふことを好ましくせずとする一つの論據となると思ひます。それから、それから第二の二つの事例をいたしましては、退位せられた後になお元のごとき働きが行われたといふ事實、上皇、法王といふ形をもつて政治が行われて、天に二日あるがごとき外観を呈した歴史もおありです。これはさういふのであります。これはもとより時代の差によりまして、今日かのごとき懸念なし、さう言つてよからうとは思ひます。けれども、何となくあと味が悪いやうな感じがすることは、これは否定はできません。さういふやうに考へて行きますと、時代は變りまして、現代の人の頭の中に、退位の問題がいかに映つておるであらう

うかということになつて来るのであります。私どもが國家生活をつつて、民族があり、その精神的結合の中心として天皇を仰ぐということ、またこれが基礎となつて憲法第一條が生れ來つたということは、これはかなり必然的なものを多く含んでおりまして、いわば自由意思による面がどこまでここに働いてよいかということは、何人にも考えられる問題であらうと思ひます、私どものこの立場は、天皇は國民の信頼する象徴である、こういうふう

に考えまして、この考え方は現在動く所はない、こう考えますと、國民は御退位できないという方向に非常に強い考えをもつておる、國の象徴たる方は一定の血統をもつておなりになるのである、やはり御退位になるべきものでないという感覚が強いであらう、もとより反對の考えもあらうと思ひますけれども、それはいわば文學的な考え方という氣持が強くなつて來るのであつて、そういう考えとほかの考えと合せて、綜合して結論をつくりましますと、やはりきまつたもの、搖ぎなき皇位の充實者というものがなくちやならぬ、こういうのが恐らくだいたい人の考えではあるまいかというふうに思つたのであります、私自身といたしまして、今仰せになりました、御退位によつて人間的な自由を確保せらるるということに相當な事由ありと考へたのであります、他のものもつと根本的な、この國の象徴というものが確定不動であるということ、國民の確信としておるといふ組合せ方、どうせ世の中に絕對の考え方というものはありませんからして、これは各々譲歩し合ひ、妥協すべきものであらうと思ひ

でありますけれども、搖ぎなき國の中心として臨むということが、今日の日本人としてだいたいの歸着點である、こういうふうに考へた次第であります。

○松本(七)委員 政府の考え方はあまりに實際問題に拘泥し過ぎておるよう思ひます、これは現實問題と法律の問題を混同しておるので、理窟上不都合であるばかりでなく、あまり國民感情論を振り廻すといふことは、實際上からいつても、かえつてひいきの引き倒しになる恐れがあるのでないかと心配するのであります、天皇の自發的意思だけで退位するといふことになれば、これはいけません、天皇の地位そのものが既に國民の總意に基づいておるのですから、天皇が自發的に退位されたいといふ場合は、國會議決を経て、これができる途を講じておくのが當然な行き方ではないか、こう考へるのであります、たとえば天皇が希望される婚姻をどうしても皇室會議が承認できないというやうな場合には、一體どういふことになるか、そのお見透しを伺つておきたいと思ひます。○金森國務大臣 物事につきまして、あらゆる場合を豫想をして規定をいたしますことも、一つの行き途であるに相違はございません、しかしおのずからそれには限度があるのであります、こんな場合もあり得るといふふう

に、學問的に考へますと、なか／＼具體的な法律制度はきめかねるものであるわけであり、今仰せになりましたやうな場合は、もとより考への中に起り得ることではありますけれども、これは或はお叱りを受けるか知りませんが、まずそういう場面が起

らないように、適當に事物が實質において調節せらるゝものであらうといふことを假定をして、この皇室典範ができておるわけでありまして、私どもの大體豫想しておる範圍外のことが現われました時にどうなるかといふことになれば、もとより皇室典範も國の法律であります、その時に國のすべての智力を盡くして適當なる法律がまた生まれ出る餘地もあらうと思ひます、今日あまり多くの場合を豫想をして規定をするといふことは、實はこの典範は避けておりまして、そういう點が隨所に現れております。

○松本(七)委員 第四に皇室會議についてであります、この案によりまして、第三條及びその他の條項によつて、攝政の設置、或は皇位繼承や、攝政就任の順序の變更といふことを審議する職能が皇室會議に與えられております、しかし一體攝政の設置といふやうな重大な事務をなぜ國會にかけないのか、この點非常に理解に苦しむのであります、國會があるのにわざ／＼これを皇室會議だけに委ねる理由は一體どこにあるのですか、新憲法によつて、皇室典範自體が普通の法律として國會がこれを制定することになり、また天皇の地位そのものが主權の存する國民の總意に基づくものである、それにも拘らず攝政を置く場合、皇位繼承と攝政就任の順序を變える場合、これを國會にかけることを避けるというところは、あまりにも新憲法との不調和が甚だし過ぎる、むしろ新憲法の精神を蹂躪するものであるとさえ言ひたいのであります、天皇も皇室も、名實ともに今は既に國民のものである、國會が天皇や皇室のことを自由に討議して決定するの體制を確立すべきものであると、こゝ信ずるのであります、この點いかゞにお考へになりますか。

○金森國務大臣 國會はもとより國の最高機關でありまして、この法律みづからが國會の議決によることは申すまでもありません、しかし一般的に問題について申しまして、國會がみづから行政をしておるわけではございません、國會が直ちに警察權を行使するといふこともありませんし、國會が直ちに租税を取るといふこともございませぬし、また國會がみづから裁判をするといふこともございませぬ、おのずから國會といふものはこの立法という點に重點をおき、そのほか憲法の認めております内閣總理大臣の指名とかいふやうな執行の任務をもつておりまして、これはどういふわけであらうかといふことになつたかといふ憲法の精神を考へて見ますれば、國會が直接に行動をするに適當な問題と、それからやうでない問題と二つあるのであります、最後の鍵は國會及び國民にあります、けれども、實行的に國會に不適當なこと、國會は直接にやらないで、ほかのものがやらせるというやうな基本的考へが合されておるものやうに思ひわけであり、そこで皇室會議に現われて來ます多くの問題は、法規をつくるということではなくして、事實の認定ということに重きがおかれておるやうに思ひます、たとえば攝政を置くことと申しまして、攝政を任命する、こゝういふことの意味ではございませぬ、憲法上攝政が置かれる場合がある、それに必要な條件が充たされておるかといふ事實認定の問題に入つて來ておるわけであり、さうする

と、かような事實認定は皇室の中に湧き起つておるいろ／＼な事情を事細かに判斷しなければなりません、たとえば御健康の狀態とか、その他特別な重大なる故障の内容の、かなり機微なるものを問題にしなければなりません、こゝういふことになりまして、一般に開かれておる、しかも多數の人が侃々諤諤の議論を聞かせます所の國會で直接に解決することは、場合によりまして非常に好ましくない場面が起つて來るのではなからうかと思ひます、そこでこゝういふ缺點を避けて、しかも國會の任務ともよく調和するやうにするといふ企てがこの皇室會議でありまして、午前中にも申しましたけれども、皇室會議は不十分な形ではあるけれども、國會の代表といふ意味を強くもつておられる所の四人の人が入つて、そのほかの六人の人を加えて、他の角度からの判斷をも加へるといふならば、この方がいゝ／＼な不便を除き、よい點をこゝに結晶せしめたといふやうに考へられておるわけであり、それがために決して國會の權威を害したといふこともなく、また國民がこゝういふことに觸れようとする熱情を阻碍するといふことにも、大體においてははならないものと存じておりまして、まあ妥當の制度のやうに思つたわけであり、

○松本(七)委員 この點は象徴天皇制そのものが全く世界歴史上にも例のない新らしいものであります、今までの天皇が全く神格化されておつたといふ點から考へても、どうしてもこれはもつと、多少こゝういふ皇室の内部に互つたことを論じ過ぎるやうな弊害はあつても、やはり自由にこれを討議す

るような形式だけは置くのが、むしろ今後の天皇制を護り、皇室を護つて行く大きな力になるのじやないか、そういうことをせずに、あまりこれを刷もの扱いにし過ぎると、結局これが國民から遊離し、先ほど申すようなひいきの引き倒しになるのではないか、こう考えられるのです、やはり皇室會議できめて、そしてこれをやはり國會にもう一度はかると、いうような形を取るのとが、どうしても必要となる、こう考へるのですが、これ以上は議論に互ひますから、これで止めておきます

最後に今度皇室經濟法によつても、皇族費というものが出されるようでありますが、皇族が無制限に殖えて行くということは、いろ／＼な弊害があるのではないか、この皇族の範圍を限定するといふやうなことはお考えになつたことはないか、今まで通りに臣籍降下といふことを適當にやつて行つて、これを調整して行こうといふお考えであるかどうか、その點をお伺いしたい。○金森國務大臣　まだこの皇室典範が國會の議決をも経ていないわけでありまして、憲法自身が實施されてもいないのでありますから、具體的な立法の方向につきましてこゝで申し上げることはかなり困難な事情があります。が、その點はお許しをいたさしまして、だいたいの典範の建前といたしましては、皇族の範圍というものにはある程度の制約があるということをお提言にいたしておきます。今回親王の範圍を二代に限つた、親王の四代という制度を二代に縮めたといふことは、氣持の上においてはさうな感じを現わしてゐる露骨な言葉ではございません。すなわち皇位を御繼承になること

について密接に關係のある方は二代である、四代ではないという暗示を出しておきました、その氣持はこの典範の中に現われておるのであります、しかし皇族の範圍を、五代なら五代にはつきり限るといふに、過去の大寶令がきめましたやうな行き道をいたしま

れでは困るという場面もまた起るかも知れぬのであります、この直統の續き工合というものは一概には理窟が立ちませんで、それがために皇位繼承の範圍が不足したということになつてはまた一大事だと思ふのであります、そういう所を調節して行きますのは、その時その時の實情を念頭においてどちらの面から見ても支障のない所で調節して行かなければならぬというふうに考えられるのであります、そこでこのの皇室典範におきましては、形式的にきちんとそれをきめませんが、皇族が身分をお離れになるような場合が豫想されておりまして、しかもそれは御自身の御意思によらない場合もある、十一條第二項のごきものも規定せられたので、そういう制度の運用によつて、行き過ぎもなく、行き足らずもなないように調節しようというふうに考えたわけであります、なか／＼これを形式的にきちつときめまして、何代までということにいたしました、かえりましてそこに逆の保障作用と申しまするが、まあ昔の言葉でいえば皇族の範圍が御繁榮になり過ぎるという場面も起るかも知れない、そういうことを考えて起案をいたしておるわけであります

○松本(七)委員　これで終了いたします

○樋貝委員長　北浦君

○北浦委員 私は幣原國務相に質問したいと思つておりましたが、どうもおいでにならぬようでありますから、簡単に金森國務相にお伺ひいたしました、これを一ツ閣議の席上でも、ごういふことを言うておつたとせひ問題にしていただきたい

○榎員委員長　よろしくございます
○北浦委員　ではもう簡単に申し上げます、このたび新憲法によりまして、莫大なる皇室財産が國庫に歸屬いたします、これは多分世傳御料も普通御料も含むものであらうと思ひますが、これ等の財産の中で、大分古いことになりまゝですが、明治代に、宮内省や地方長官が皇室に忠誠のあまり、人民からずいぶん無理をして取り上げて來ておる土地がある、これは奈良縣だけではありません、大分方々にちよいとあります、たとえば大和で申しますと、大和に大和三山があります、御承知のように畝傍御陵、それから畝傍山といつておつたのでありますが、天の香山、それから耳無山といふような有名な山であります、その中の耳無山の方は、人民はこれを村の薪炭材料として、祖先傳來一村の共用として來たのであります、それを明治十二、三年頃に、皇室の古墳であるといつてこれを強制的に買い上げた、これは皇室がお買上げになつたのであります、が、やつた役人は宮内省と地方官とであります、決して皇室がさういふことをさされたのではない、これが今世傳御料になつております、その後村の人は、松の落葉を拾ひに行つて警察に引かれたり、ちよつと木を伐つたりして、監獄に入れられたりしておりましたが、とにかくあの附近では、御承知でもあり

ましようが山は澤山あるが、あの邊は全部御陵か或は鮎崎山のやうにはいれない山になつておる、そこでわれ／＼の先輩は、宮内省にしば／＼返還方を願ひ出しましたが、聴き届け難しという言葉で一蹴されて苦した、これがため村民は多年薪炭で苦しんで参つておる

のであります。國民が天皇陛下の御ために、たゞだ、宮中の御ためだといふので無理にとられたのを黙つて來たのでありますから、この際政府は、憲法改正になつたからといつて黙つてとつてよろしくない、こゝういふものは北海道にもあるやうでございしますが、證據十分なもの、その國民がしやうと言つても一切引取つては相濟まぬが、證據十分なものだけは政府はこれを返したたうか、ぜひ返して貰いたい、もう一つは、それでも大部分の皇室財産は残る、私は人が聞いたことであるからどうか知りませんが、百億以上の財産が國家に歸屬する、今の價格で言うと大藏省では十億あまりといふことでございしますが、時價で百億以上ある、これをどこでお使いになるか、この點を政府としてお考え願いたい、今日わが國のすべての犯罪から、ゼネストから、混亂、いろいろ原因がありましようが、人口がいよゝ密になる、これは大巨方は御承知でありますまいが、私は毎日茅ヶ崎から通つて來ます汽車なんかほんとうに困る、非常な人口稠密である、關西地方に參りましたもその通りであります。これは人口稠密が原因である、そこで幸い軍閥、官閥どもが忘れておいた廣漠な土地が北海道にある、われゝの調べによりますと七十餘萬町歩の未開墾地、可耕地がある、まだ開拓されてない八十億ト

ンの石炭が地下に眠っている、二百十億石の木材が移民を待つておる、な
お無限の水産物、無限の水力電氣があ
ることは御承知の通りである、人口に
見積りますれば一億五千萬の同胞が政
容できる、これは数字がちやんと出
ます、そこで政府はだいたい北海道移
民

計畫をお立てになつたとして、この方面に百億あるか或いは五十億あるか知りませんが、この財産を振向けていたゞきたい、そうすることが國家百年の大計であるし、明治大帝、今上陛下の大御心にも適う所以である、私は恐縮ながらさうに信じております、の點私は幣原國務相の御意見を聴きたかつたのであります、もし金森國務相で、わしならこうするのだという御答辯ができますればしていただゞとうございます、でなければ、せひとも、皇室の財産は國家に歸屬いたしますが、この方面に使つて貰いたい、どちらでもよろしゅうございます、もし御答辯願えれば結構であります

○金森國務大臣 只今のお尋ねの點につきまして、わしならこうするとうづきまして、わしならずんば取次げ、答えをするか、しからずんば取次げ、かういふことでありまして、もしわしならこうするとうづきまの道順を取りますと、或は御趣旨に反するお答えをしないという保證もつきませんので、そちらの方向は避けまして、一つこれを權限を持つておる關係によくお傳えをして善處を望むことにいたしましたと存じます

○北浦委員 これで私は終ります

○樋貝委員 長 それでは武藤常介君がおられますから、稻葉道意君

○稻葉委員 私は實は質問をいたしました前に、式典に關します参考書類を一

つ取り寄せていたよくことに申し出して置きましたが、そこまでにまだ手續が運んでおりませんので、従つてお尋ねいたしますこともきわめて杜撰なことになるかも知れませんが、私のお尋ね申したいと思ひますことは、たゞいふ一項目でありまして、きわめて簡単なことであります、その道行きたいとして一つ、二つお尋ねを申したいと存じますのは、天皇が毎日賢所に御参拜になります、非常に御丁寧な御態度で毎日御参拜をなさるというのを承つておりますが、それは只今も御繼續になり、また新しき皇室典範が制定されました後も、やはりそういう御儀式はお廢しにならぬものでございましょうか、その點を第一に伺いたいと思ひます

○金森國務大臣 天皇が賢所の御参拜を現實にどういふに遊ばされていくのか、或は今後いかに遊ばされていくのか、これは私の立場からはお答えしにくい立場にあるわけでございます、なぜかと申しますと、今回の皇室典範の建前から申しますと、天皇の公のお立場としての御地位がきめらるゝことになりまして、そうして賢所を御参拜になります立場は、今までは多分國の公の仕事という面において考えられておつたと思ひますけれども、この憲法が改正せられた後におきましては、それは國の公の立場として行はれる人ではなくて、天皇御一人としての立場として行はれるものと考へております、と申しますのは、宗教に關することは國の制度の中に取り入れぬということになつておりまして、今賢所を御参拜になりますことが宗教であるかどうかとい

うことは、一つの問題になるかも知れませんが、今までの考へ方では、或は現在の考へ方では、宗教に屬するものとして考へております、従つてそれはこの典範から全然外に立つものであるとして、平たく申しますと、従来の皇室典範が二つに割れて、その一つが今度の皇室典範である、他の一部分が残るわけでありまして、その方面に屬することにならうと存じております

○稻葉委員 私のお尋ね申したいという點は、ちようど今國務大臣が既に私の意圖をお察し下さつて、それに觸れて御答辭がございまして、そういういたしますと、たとえば今後四方拜とか、或は神武天皇祭とか、もしくは春秋二度の皇祭とかいつたようなものの扱いは、どういふことになりまして、これは天皇の御一私事を申しまするよりも、やはり國民が同時に行ひます、もしくはその日は、現にこの秋の秋季皇祭の日、やはりこの議會もたしか休みまして、國民が同様にその日を、なんと申しますか、やはりそのお祭りの意義を適法しようであります、そういうことはどういふ工合になりますか

○金森國務大臣 從來宮中のいゝ／＼なお祭りが宗教であるかどうかは、先にも申しました通り、それは議論のあり得る問題と思ひます、しかし現在それは宗教的のものとして考へております、そこで宗教的なものは國の國家機關がこれをとり行つてはならないといふことに憲法でございまして、従つて國の仕事中に取り入れられません、國の仕事以外のものとなつて行くものと思はれるのであります、この皇室の御地位は、先ほど申しましたよう

に二つに分れて、一面におきまして、國の面といふことになりまして、天皇のこの國の象徴たる面におきましては、それは祭祀は行はれなければならないのでありますけれども、天皇御一人の面におきまして、これは私生活といふことは語弊がありますけれども、公生活でない面、その面におきましては従前通りのお祭り等は行はれるものと拜察しております、これは全く想像ではありませんけれども、だいたい私どもの經驗しております所から想像いたしました、従前通りのお祭りは行はれるものと思ひます、それと、皇室御一家の制度である、こういうことになる、まだ議會に提出されておられません法律案を引用して御説明を申し上げるのは、おかしいと言へばおかしいのであります、現に衆議院に政府からは出してあります皇室經濟法といふものなどによりまして、皇室の經費の中に内廷費、いわゆる御内帑金といふようなものがあります、そういうものがそのお祭りなんかには用いられるようになりまして、國としては直接には關係がないといふことになる、そこで今度お祭りをこうして行はせられまうと、それが一般國民にどういふふうに影響して来るかといふことになりまして、國家はこれを強制することはできません、だから國家はたゞ脇で見ておつて、國民が勝手に自由意思でやれ、こういう形になる、それを休みにするかどうかは別問題となりまして、國のいゝ／＼な施設の關係上、その日に休みにするのがいゝといふことで休みにすることは、それは宗教だけではございせん、たゞ宗教と

關連する日は休みにする、こういう關係であります、これから漸次もつとはつきりして、解決して来る、今の所多少混亂状態になつてゐる、こういうわけであります

○稻葉委員 およそ御答辭によりまして、この上くよくお尋ねするにも及ばぬやうであります、御大葬とか御即位の禮といふようなものであります、御即位の禮も御承知のごとく、ずいぶんいろいろ變遷がございましたが、全く宗教的な儀式をおとりになつたという時代も多分あつたのであります、御即位禮はしばらく單なる儀式といひましたも、御大葬の禮といふものはこれはどういたしまして宗教的なものといふよりほかにしようがないと思ひますが、これは今後どういふことになりまして、御大葬といふば天皇の御一私事ではなくて、もしくは皇族といふ一家のことではなくて、いわゆる國民の象徴である天子のお葬式でありますから、これはどうしても宗教的なものになるわけであると存じます、その點はどういふお考えでございまして、それを一つ承つておきたいと思ひます

○金森國務大臣 御大葬もその關係におきましては、宗教と宗教でないものと二つが組合はれてゐるというところに現状ではあると思つております、そこで御大葬の方は御質問が直接にはありませんでしたが、これはこの前本會議でたつたか、少し申したと思つておりますが、御大葬の中にも宗教的色彩の籠つてゐるものと、それから色彩の籠つてゐないものと二つに分け得る、たとえば賢所大前の儀といふようなのは、これはどうしても宗教に

組み合はれますから、表面の皇室典範の御大葬になりません、しかし群臣を集め、外國の使臣等を集めて行はせられます今までの紫宸殿の儀といふふうなものになります、これは宗教的意味は含んでおりませんが、またほかに關係はあるかも知れませんが、觀念的に切り離すことができません、そういうことはこの典範に基づきまして、國で御大葬を行ひ、即位の禮を行ひ、その裏にあらはれる宗教的な面、たとえば大嘗宮の御儀といふことになり、皇室典範はわれわれが、こういふ態度である、それがなくなるかといへば、それがなくなるというところは恐らくあり得ないと思ひます、この外において行はれると思ひます、御大葬の方に問題を移して参ります、御大葬の禮よりもつと緊密に宗教が絡みついてゐることは、これは仰せの通りでありますけれども、そこが人間の考へ方でありまして、一つのものを二つに分けて、裏と表にいたしますれば、その表側におきまして、國民がこゝに悲しみの意をいたすといふことになりまして、國民の意思は宗教を離れて考へられる、そうすると、その宗教によつて行はれる部分は、皇室のお内輪のこととして別に存在するやうになつて、實際は手續は相當工夫しなければなりませんけれども、實際はそれで通ると思ひます

○稻葉委員 それではもう一つ最後に、そういうような御大葬、もしくは御大葬といふような場合の費用、外國使臣などの往復などもありましようし、そういうことに對する費用といふ

ものは、國費でないもので賄うという建前をとりまつか、どういふことになりまつか

○金森國務大臣 まだそういう場面につきまして、はつきりした筋道は考へてはおりませんけれども、たゞ憲法を本にして考へますれば、さういふ經費は、正式にいたします經費は國の經費であると思つておりまつか、國の大事は國の經費であることは當然と思つておりまつか、たゞその裏に存在しておる、宗教的な儀式といふ方面の經費はどうかといふことは、憲法が直接に解決しておりません、しかし第八十八條では、皇室に御入用な經費といふものは國から支辨するといふことになつておりまつか、その條文によつて國から支辨することになるべき筋のものと思つておりまつか、一口に申しますれば、初めの經費は國の經費で、一般の經費と同じ國の經費であります、皇室御みずからの方は第八十八條によつて國からこれを差し出す、こゝういふことになりまつか

○稻葉委員、これで私の質問は打ち切ります

○樋貝委員長、それでは武藤常介君

○武藤(常)委員、私の質問の第一點は、本會議においても、また委員會におきましても、非常に問題になりまつか、女帝の問題でございます、これに對しまして金森國務相は、これに關しては幾多の考へを必要とする點があるから、今後の研究にまち、今回はこれによつて立案された、こゝういふふうなお話でもあり、先ほどもこれに對しましてはいろいろ御説明がございましか、しかし私は、わが國といひまし

ては獨得で、しかもそれが長所を保存するといふことは相當考へもいたし、また今後の種々なる問題を考へる時に、相當考へなければならぬではないか、こゝういふふうに考へるのであります、金森國務相が申されたのは、幾多考へるべき點があるが、それは後日に殘して、未解決のまゝにその問題を決定するのには少しく遺憾の點があるのではないか、こゝういふふうに考へます、こゝういふ點でこれを解決いたしますならば、われわれといひししましては、どうも解釋に苦しみ、納得のできない所があるであります、先ほどたび／＼論じられました所の憲法において明らかになつておるのがあります、これらの點から考へてみまつか、この女帝の問題をわが國の國家の歴史から考へてみて、相當再檢討の必要があるのではないかと考へるのであります、御承知のように、今回の憲法は平和國家の建設であります關係上、よほど明治の憲法の考へ方とは、別な考へから考へてみなければならぬのではないか、こゝういふふうに考へるのであります、すなわち天皇が大元帥として三軍を叱咤する、こゝういふふうな場合には、どうしてもそれは男でないといふさういふこと、こゝういふ點もありましか、これらの點から考へてみまつか、明治の憲法は男系の男子といふふうな所に決定されたといふことも考へられるのであります、こゝういふ平和國家、文化國家の建設といふことになりまつか、これらの點はまたおのずから違つて参ります、わが國の歴史を考へてみまつか、あの奈良朝といひ、その他の場合といひ、女帝の

場合にわが國の文化が燦然として興つたといふ例もないではありません、かようなことを考へる時に、この場合に女帝を排斥するといふことは、これはよほど考へ直さなければならぬではないか、こゝういふふうに考へるのであります、なおかつ私が考へますことは、皇位繼承の行詰まりといふことを、金森國務相は申されましたが、私は別な點から、この女帝を排斥する場合には、皇位の繼承に行詰まりを來すやうなことがあるのではないか、こゝういふことを私は考へるのであります、すなわち、御承知の通りあの清寧天皇のあとに、皇統が絶えなつた、それで日本全國に使いを派して、皇統の系統はないかといふので、探し當てました、その結果といひまして、億計、弘計といふ二人の皇子を發見いたしました、これは皇統の正しい皇子であるといふことが、だん／＼種々なる方面から研究されて、遂にその二人が皇位についた、こゝういふ歴史があるのでありますから、これらのことを考へる時に、私は、だん／＼この世の推移と共に種々なる場面が展開して参ります、こゝういふ場合に或は女子の皇位といふことを排斥したために行詰まりといふことがないとも限らないと存するのであります、かような點から考へてみまつか、輕率に女帝を排斥するといふことは、これはよほど今一考を要するのではないか、こゝういふふうに考へるのであります、こゝういふふうに考へて、金森國務相の御意見を伺いたいと存するのであります

不可なりといひしておりました所のいくつかの原因は、現在になくなつた、こゝ考へてよからうと思ひます、武力といふことが主眼でなくなりました時代におきましては、武力といふことを中心にして考へておりました女性天皇の阻却事由といふものは、はつきり取り除かれておるといふふうと思つております

また今仰せになりましたように、女性の皇位繼承といふことを取り去りますれば、お跡繼ぎの範圍が狭くなつて、時に困る場面が起るといふことも考へ方として意義あるものと思つております、こゝういふことにつきまして、私が反對する考へをもつておるわけはございせん、たゞ今日も申しました、一般の系統の考へ方は、やはり男系といふことに一番根源の來るものと思ひます、既に男系といふことが確定不動の原則のごとく今取り扱われておることを前提といひます時、女性天皇を考へますと、至る所に疑問を起して來るのであります、今日差迫つた必要が眼前に想像でき難き時代におきましては、しつかり研究をして、しかるべき制度を立てる方が正しい行き道であらうといふので、正直に申しますれば、研究不十分といふことが御懸念の的になつておる次第と考へます

○武藤(常)委員、只今女帝の問題につきましては、金森國務相の仰せられた所を大體了承いたしました、現在の場合として、なるほどお話のやうな程度でございまして、憲法さえも明治憲法は不磨の大典と申しておりました、御承知のように改正の必要があり、今後ともまた改正されることと存じます、殊に皇室典範は法律でありますので、時宜によりましてまた改正の必要に迫られて、改正することの可能であるといふことを考へる時に、只今の御答辭によりまして大體了承いたしました

第二には庶子の問題でございます、これまたあまたの方から御議論がございましたが、これは現實的には澤山例があつたのであります、これを今排するといふことは、私はこれにつきましては、相當の考慮の餘地があるのではないか、たとへば皇位繼承が斷絶するといふやうなことは勿論ないのであります、こゝういふことが、金森國務相の申されるやうに、天皇は皇位の中心である、われわれ國民の憧れの中心であるといふことを考へます時に、それが皇位繼承の關係から、あまり過去に遡りまして、果してその皇孫が甚だ現在の天皇に縁遠い所のものが繼承された場合に、果してその現實の憧れの中心が保たれるかどうかといふやうなことを考へる時に、私はこの庶子の問題は相當考へねばならぬのではないかと、こゝういふふうに考へるのであります、こゝういふことを考へても、なお一應伺ひたいといふと存するのであります

○金森國務大臣、庶子の問題につきまして、いろいろ考へなければならぬ點がある、すなわち萬世一系といふことに重きをおきましか、その竹の園生の豊かさを確保したい、そのために、庶子にも皇位繼承を認むるというやうなこと、従つて庶子も皇族であるといふやうにすること、理由ありとする論據は十分考へられるのであります、過去の庶子の制度が悪かつたとか、よかつたとかいふことを、今日の目で批判することも、私は行き過ぎであらうと

考えております、たゞ現段階まで来て、人間の心持が何を道義としておるかというところをはつきり見きわめると、今日において皇室に庶子があつた、その庶子が皇位繼承の當然の範圍に入るというふうにいたしましたことが、どうも國民の意識にびつたりと来るであらうかどうか、寧ろ道に兩性の平等というようなことの憲法の精神等も汲みとりましますと、遺憾ながら庶子は皇位繼承者の範圍外にありとす考へ方の方が、國民精神の狙い所に合しておるのではなからうか、こういうふうにお考へておる次第であります、なほ私どもをしてかような確信を強からしめた一つの理由といたしましては、現在の皇室の皇統と申しましては、御系圖をよく現在の姿において理解いたします時、庶子を認むる必要は容易に見受けられないというような結論を得たわけでありまして、それらの考へから庶子を皇族の外におくという考へになつたわけでありまして

と私は考へるのであります、殊に國務卿の仰せられるのは、すなわち憲法の第一章の、天皇は日本國民の象徴であり、國民統合の象徴である、こういう觀點から考へます時に、この重大な問題を、あの皇室會議だけで決定するということとは、いわゆる民主的の制度の今日、ほゞとくに國民の憧れの中心である皇室の問題がびつたりとくるのであるかどうかというふうなことを考へる時に、これはいさ少しこの決定については民主的な方法、すなわち國會議を経るというふうなことがいふのではないか、こういうふうにも考へられるのであります、これに關しましてはいかようなお考へをおとりになつておりますか

○金森國務大臣 攝政は、仰せになりましたように公けの事務を擔任されまして、御質問の範圍外ではあります、現行の皇室典範におきましては、天皇に故障がありましますと、公けの方面においては攝政、私の方面におきましては大傳と申す、いわば後見人に當る方が置かれることになつております、この皇室典範もやはりこの方針を踏襲してありまして、攝政は公けのこのみを行われる、それから大傳に當ります方の方は制度をやめまして、それは一般の民法の規定に従う、こういうふうな公けの方面を攝政が擔任せらるゝのでありますから、攝政が就任せらるゝや否やということとは全く國の公けのこととでありましますから國舉つてこれに關係をもつべきものであります、議事をもつべきものであります、その他行政の部面も、司法の部面も共同して研究をすべきもの、こういうことになつて來るものと存じております、そこで第六條の第二項におきまして、そういう問題は廣い部面において議論をいたしますと、あまり公けの席ではないいたしました、あまり公けの席ではないいたしました、皇室會議にまでも觸れる恐れがあるので、皇室會議の議によるのであるという方針をとりまして、皇室會議におきましては、その構成員は皇室のことをよく知つておられる方、それから國會の議長、副議長、裁判所系統二人、内閣總理大臣、それから皇室のいろ／＼な世話人という語弊がありますけれども、そういうふうな立場におかれまします宮内府の長官、こういうふうに分けて、まず國の内に

いたしますと、そこに相當の期間が起つて來まして、典範の絕對條件にいたしますと、その間に或は衆議院解散のために議會の招集ができないようなこともあります、そのほかどうしても期間がきて來ると思ひます、その時に、後から議會でその議決を變更することはないと申しますけれども、理論的に申しまして、變更をしたというふうになりますと、既に置かれた攝政が、再び攝政を置かれるというふうな場合まで待つておられないという事情がありますから、既に置きました攝政が今度は取りやめになり、別の方法をとるといふ紛糾が理論的に起る、實際には起りませんけれども、理論的に問題を推し進めて行けば、そういうことにならうと思ひます、でありますからまず皇室會議が安心のできる機關であるといひますれば、その議決によつてはつきりものが確定するものとす、こういうふうにしておいてもいい、のではなからうかというのが原案の趣旨であります、しかしその當時のことにつきましては國會が後に批判を加えるといふことは、政治問題としては十分できるものと考へております

○武蔵(常)委員 攝政の決定に對する只今の御意見は相當私にも承知いたしました、しかしどうしてもやはりこうした場合には、事或は形式的になるかも知れませんが、いわゆる民主的の建前から、天皇でない者が政治をとる、いふ結果になりますので、なお形式だけであつても、それだけの手順を経ることが適當ではないかと考へるのであります

○武蔵(常)委員 皇室會議の議員でございまして、この議員の組織につきましては大體伺つておりましたが、皇族から二人その議員が出る、こういうことになつておりますが、その皇族の二人は、いかなる方法によつて選定するか、またその順位等はどうか、ということによつて決定するか、こういうことを伺ひたいと存じます

○金森國務大臣 皇族の議員の選び方は第二十八條の三項に定まつておりまして、議員となる皇族は各々成年に達した皇族の互選によるということになつてゐるわけでありまして、従つてこれは成年というだけ唯一の條件になりますので、親王たる王たるを問はず、また男性たると女性たるとを問はず、一種の普通選舉に近いような意味の互選によつてきまる、こういうことになつております

○武蔵(常)委員 大體問題の重點は自分が伺つたような點に歸着してゐるようでありまします、その他繰返してお伺ひしても意義のないことと存じます、私の質問はこれをもつて打ち切ります

○樋貝委員長 及川規君

○及川委員 このたび提案されました皇室典範の法案は、きわめて保守的であり或は多分に封建性が殘存してゐるというふうな意見は、ひとり私の意見ではなくして、本委員會におきましても、自由黨の殿田委員及び北浦委員から鋭く批判をされておるようでありまして、改正憲法は比較的進歩的であるが、あまりにこれに副けないような保守的な、封建的な皇室典範が提出されたといふことになつて、なぜこういう性格をもつて來たのであるか、こういう性格をもつべきものであるか、もつのが妥當であるかといふことの論

據であります、私はやはり妥當ではない、このように保守黨であると言われる與黨の委員からまで、鋭い批判を受けなければならぬ根源はどこにあるかという、これはこの法案の作成者自身の思想に、まだ相當に保守的な封建性が残つておるのではないかと、このことを考へるのであります、というのは、この原案はあなたが作成になつたか知りませんが、少くとも金森國務相は、原案作成者の有力なメンバーとして御参加になつたであらうと思ひます、そこでこれは直接に、この法案の第何條に關係するわけではありませんが、金森國務相にお伺ひいたしたいことは、かつて憲法審議の場合も私質問いたしましたが、遂に見解の相違、信念の相違で、私の質問は架空の根據に基づいたということで一蹴されたのであります、私の後金森國務相の書いたものもよく讀んでみましたが、金森國務相は、大體天皇制のあるべき姿についての觀念が、なお新しい憲法の精神に即してないやうであるということ、私は確信するものであります、というのは、日本の國體につきまして、こゝではあくまでも變らないといふことで論議し盡くしましたが、貴族院に参りましては、相當御意見が變つたやうな様子も見えますし、それにしても、なお最後まで新しい國體論を構成しまして、變らないと仰しやつておりますが、金森國務相は本年二月の著書において、日本憲法民主化の焦點という本を本年發行になつておられ、うであります、そうしてこの本は去年の十一月に書いたもので、序文は本年一月に書かれておるやうであります、この最近の金森國務相の御意見による

と、大分こゝでこの前仰しやつたこととは違ふやうであります、例へばこれは國體の問題ですが、國體の問題がやがて天皇制のあり方の問題に關連すると思ひますから申しますが、「問題の最根本を爲すものは國體問題である、茲に國體と言ふは萬世一系の天皇が日本を統治せらるゝ原則を指すのである、國體の變更を論ずるのは、この原則を止めて他の原則を承認することに外ならぬ、」こゝ仰しやいましてさらにもたぬ敷行おきまして、「轉じて國內問題として國體原理を考へて見ればならぬ、萬世一系の天皇が統治權の總攬者であることは、憲法の第一條及第四條に依つて明であるが、此のこと自體は敢て憲法を俟つて定まつたことではない、古來よりの日本人の確信し確認し來つた所である、我等の祖先は時に隆替顯晦はあるにしても、終局此の思想の發展の爲に心樂しく生き、力の限り働いたのである、私自身としては確信的に、信仰的に、合理的に超越して、此の國體の原理を尊重すること、我々の先人例へば本居宣長と同様である、故に學理的に此の問題を論議する資格が乏しいかも知れぬことを自白せねばならぬ、然し幸なことに我々と血統の連環を爲せる人々、我々と民族發展の歴史を分擔して來た人々、我々と同じ様な境遇に在つた人々、非常に稀有な特例を除いては、私と同じ確信と信仰とを率するものである、従つてこれが民族の團結の根本を爲し來つたことに特別な論證を爲す必要がなかつた、少しおきまして、此の國民中の何千萬分の一に當る人々は我が信する國體を變更することを主張し、或は既に變更せられて居る如く考へて論議す

る、こゝ仰しやいまして強に、「私の結論を言へば國體論即ち統治權が國内の何人の手にあるか、即ち統治權の總攬者が何人であるかは憲法で定めらるゝのではなくして、憲法を定むる力の問題である、憲法に其の規定があつても、これは宣言規定であつて、創設規定ではないと思ふ、蓋し眞に「最高なる者」を定むるは、其の最高なる者自らでなければならぬからである、此の故に國體問題は正し意味に於ては憲法改正論の範圍外である、私は國體問題は民族の内部に於て歴史的に成立し、確たる存在を保つて居るものであり、其の確證は國民(類面異素の稀少數を除いて)の心の中に強い根柢を有つて居るものと思ふ、而して斯かる存在の基礎は、豈國の史實又は其の史實に關する信仰や血縁の事實、又は之に對する信念や、列聖の宏積慈仁の效果や、信教的意識や、法的規律の效果、國運發展の條件や、自由意思に基づく承認(歸化等)や其の他種々なるものがあるであらうか、此等の綜合集積の上に民族の中に國體が成立して居るのである、之を疑ふものがあるならば、國民表決の如き方法で實證すれば明瞭である、其の結果萬一にも少數異論者があるならば夫れ等は反省して其の意見の意見と眞底の本心との間の一致不一致をよく自制し夫れでも得心が出来なければ民族から離脱するか又は機宜の方法を執るべきであり、少くとも我々と共にデモクラシーを論議する資格はないと思ふ、」という非常に強い確信を表明しておられます、これが本年の初頭までの金森國務相の固い信念だと私は存じます、これによりまして、あくまでも天皇が統治權の總攬者であ

ることが國體の本義で、この思想に共鳴できなければ國民から離脱するが、その他の適宜の方針をとるべきであるというにも拘らず、わずが一箇月にしてこの信念を放擲いたしまして、天皇が統治權の總攬者ではないという新しい憲法の規定に携つたやうであります、突如としてこゝういふ信念が變つてしまつたのか、恐らく私はこの信念が變らずして表見的に新しい憲法のはではないか、従つてあくまでも新しい憲法の精神に副つて、この皇室典範の原案をつくらざるゝ時も隨所にこの古い信念がその閃きを出したのではないかと、こゝ思ふのであります、今申し上げたやうな國體の信念は根柢から拂拭して、新憲法の精神でこの原案を御作成になつたかどうかといふことをまづ第一點としてお伺ひしたいと思ひます、金森國務大臣、私の著書をお讀びになりまして、そうして私自身の考えがはつきり拂拭されておるかどうかといふお尋ねであります、その今御指摘になりました書物は、仰せになりましたやうに、昨年終戦後間もなく筆を執つたものであります、十一月であります、したか十月であります、それはよく覚えてませんが、その頃を考へております、そゝしてその時に考へておりました考え方は、それに書いてあるとおりでありまして、寸毫違ひません、しかしその後私の反省をいたしました點、この後、天皇の本質が統治權の總攬者というその言葉にあるのではなく、國民の精神結合の中心であるといふ所にあるのであります、私がその頃用いました所の統治權の總攬者といふのは、當時存在しておつた所の憲法の

その現象的な面に強く言葉を引摺られて、そこに認識の不完全なるものがあつたといふことを言わざるを得ません、その統治權の總攬者といふことの意味は、私のそれに書いてあつたかどうかは覚えてせんけれども、それは國の意思を身に體現するといふことであつたのであります、しかしこの新憲法に基づきます私の基本のアイディアは、天皇は國民の精神結合の中心である、法律的に申しますと統治權の總攬者といふこと、國の精神結合の中心であるといふこととの間に相當の差があるのではありますけれども、かような大きな歴史的變遷を遂げた日本におきまして、私の心はそれだけの深みにはいつて、表面の現象的なものよりつたといふことを、私は前から、そのつものことを申し上げておりましたけれども、今日さらにはつきり申し上げます、かような考えを經過した者は私一人ではないと思ひます、そうしてその基本に横つておりますかといふことを考へ、何故かく認むるかといふことを考へにおきましては、今日寸毫も變つておらないわけでありまして、こゝでその考え、すなわちそのもつておりました、今申上げた點において、精神結合の中心といふ所まで移動させたいという點においては變つておりません、その他は本質においては變つておりません、そしてこの皇室典範を制定いたしました時に、どういふやうな道順を経たかといふことを一應申し上げてみることも實益があるやうと思ひます、これは御承知のごとく、内閣におきまして臨時法制調査會を設け、各方

は、從來とも非常に該博なる知識で、しかも口から滾々として無限に流れ出る所の、豊富なる語彙と、表現の巧みさと、極めて圓滑で、婉曲で、縷々として熱誠をもつて述べられるのであり

げましたように、天皇の退位なさらないかつたのは、**むしろ**かに上古、三十四代までに限りまして、その後はむしろ退位の方が多かつたのであります。この千年以上にわたる間、そういう退位の

る手段がおありになって、金森國務相はその點において該博なる知識をもつておられるであらうと思ひますによつて、もしどんな論議がなされ、どんな理由であつたか、單に國民の確信であ

え突如としてこれが現われて來た、もし國民の總意を問うとならば、あらかじめこういう草案を發表して世論に問う、或は公聽會を開くとか、或は學者等の意見を聞くとかいふような方法が

用をもつたものである、しかも通常の
人よりも特に優れた精神能力をもつた
ものであるということは豫定すべきも
のでない、勿論個々現實には非常に優
れた方もあるであらうが、しか

し全部がそういう優れた能力をもたれる方だと豫定することは間違ひである、普通一般の精神能力をもつた自然人であるというのを豫定するのが當然と思ひます、今までは、天皇といえは皆允文允武とか、御英邁にわたらせられるというような言葉で、すべてが普通の人間よりも優れた能力をもつたものであるかのごとく主張せられておりましたが、かゝる見解は今後は拂拭せらるべきである、普通の人間の能力をもつた自然人が今後象徴の地位につかれるものなのだ、こう私は思うのであります、やはり金森國務相も、この皇室典範の規定をなさる時は、そういう御趣旨であつたであらうまい、か、それともまた昔ながらの天皇は御英邁にあらせられるとか、特殊の能力をもつた、普通の人間より優れたものであるという豫定でありまい、その點を一つ……

○金森國務大臣 私特殊の能力とか、御英邁とかいうことと關係はないものと考へております

○及川委員 そうすると象徴につかれる自然人である天皇も、普通のわれわれと同じような能力精神作用をもつたものであるということになりますれば、やはり普通の人間のように、或る地位につかれることを欲しない、或は途中から嫌になる、或は非常に萬機その任に堪えずとか、或は煩に堪えずとか、とにかく象徴の地位におられることを欲しないという精神作用を起すということも、また當然考へられる、従つて日本の歴史にはそういう事例が澤山あるのであります、金森國務相のその點の御見解はいかゞですか

○金森國務大臣 事實としてそういう

考へが起るかどうかということにつきましては、歴史の示す所は、事實としてかような考へが起つておることを認め得るがごとくであります、しかし事實ではない、かゝるべきものとしての姿としてそれを認めるかどうかということになりますれば、私自身の見解から言へば、日本の皇位は萬世一系の血統を流れるものである、しかもそれは一定の原理に従つて流れるものであるという、ことを前提として、憲法はこれを掲げております、従つてそれを打切ることにはできないものである、かように考へております

○及川委員 わかりました、現實は嫌だといふ心理状態におかれることがあつても、あるべき姿としてはそうあつてはならないという御意見だそうであります、天皇はこのたび象徴たる地位になられた、政治上の権能は有せられない、こういう姿において、天皇がなお國民の結合の中心である、金森國務相の憶れの中心である、いふために、今までもつと道義的方面は強調されなければならない、こう思うのであります、今後は天皇は精神的結合の中心である、道義的責任はより大なるものである、こう思うのであります、その點いかゞですか

○金森國務大臣 もう少し具體的に、示しを願ひませうければ確な御返事はできないと思ひますが、かような精神結合の中心が、道義においてこれに値するようにならねばならぬことは當然と思ひます

○及川委員 次ぎに天皇の責任であります、天皇は國內法的にはいわゆる天皇無答責の原則によりまして、政治上及び刑事上の責任を負わないという

ことは、たとへこの規定になくてもわかつておりますが、これは要するに國內法上のことでありまして、國際法上においては、やはり天皇といへども責任を負わなければならない場合があることを私は思うのであります、金森國務相の御意見はいかゞでございますか

○金森國務大臣 國際法のこととなりますと、私はその方面におきまして甚だ研究不十分であります、故に、的確な御返事はできません、恐らく御説の通りに考へて差支えないものだと思つております

○及川委員 そういたしますと、國際法上では通常無答責の原則は通用されず、責任があり、國內法上においても政治上及び刑事上の責任がなくとも、少くとも道義的責任はある、しかもその道義的責任は、憶れの中心として、國民結合の中心として強調せられねばならない、こういうことにならうと思つたのであります、そういう道義上の責任、或は國際法上の責任をはたすために、天皇が御自身で、自分の自由の意思で退位をされた方がいふというやうな場合に、やはりぜひともその意思を拘束して退位を許さないというやうな規定は、國民總意によつても、これは妥當なものであるとお考へてございまいしょうか

○金森國務大臣 妥當であると思つております

○及川委員 さらに伺ひたいと思いますが、勿論新しい憲法は國民主權でありまして、天皇の地位といへども國民の總意によつてそのあり方がどのようにでも變り得る、従つて金森國務相の御意見は、國民の總意によつてであるが

ら、天皇個人の絕對自由の意思を拘束し得るものであるという御見解でありまいしょうか

○金森國務大臣 われ／＼は法律には従わなければならないと思つております

○及川委員 私はこういうことを聴いたのであります、國民の總意が今度はこの國の總意に従つて天皇の意思を拘束して退位を認めないということが出て來るのだ、こういう結論になりますかとお伺ひしたのであります

○金森國務大臣 私は御質疑の趣旨がまだはつきり捕足できませんが、われ／＼は國家生活をつくつていくとすれば、國法に従わねばならぬ、國法が決まればその國法を遵法する、もちろん憲法を基礎としての國法であります、これに従うということは當然であると考えております、天皇に關する御秩序もやはり國法を基礎として存在しているかぎり、國法がこれを規律することは自然の結論であらうと思つております、御質疑の趣旨はさうな國法をもつて天皇の御自由の御退位を拘束することがいふか悪いかというところであらうと思ひますが、私は改正の皇室典範案の期待しているやうに、讓位の規定をここに設けないということが正しいと考へているのであります

それ、それは私の意見であります、それから國法的になるには、これからの御審議を経てなるのでありますから、この段階における私の意見としては正しいといふふうに申しているわけでありま

○及川委員 意思の自由を認めない、絕對の自由の意思のない人は、自分の行為に對して責任をもち得るかどう

か、私は責任ということとは、その根源に意思の自由があつて初めて出て來ることであつて、意思の自由のない所に責任は生じないと思ひますが、金森國務相はどういう御意見でありますか

○金森國務大臣 われ／＼は意思の自由をもつております、これは一點の疑いありませぬ、しかしながらその意思は、その人の個人の左右により難き場面もまたある、もし各人が自己の意思のまゝに動きますと共同生活はできぬものと考えております、自縊自縛といふ、その言葉の沿革は別として、みづからの意思によつてみづからを規律して行くということが今日のわれ／＼の生活の姿であると思ひます、が故に、共同生活におきまして、この民族の一つとなつて動いて行く姿の中におきまして、個人の自由意思があまりのまに動き得ざる場面のあることは、これはもう仕方のないことと存じております

○及川委員 國民の總意によつて、天皇の意思をも拘束して絕對退位を許さないといふことが妥當であるという御見解であります、私の見方は、天皇が憶れの中心である、或は國民結合の中心であるといふのは、どこにその根源があるのか、單に國民は偶像として天皇を憶れているわけではないと私は思ひますが、結局天皇が道義の源泉である、今度は道義の源泉であるといふやうな點に憶れが生ずるのではないかと思ひますが、金森國務大臣は、天皇の憶れの中心であることを盛んに強調いたしますが、何が故に憶れの中心として、しかもこれが永久に變らないだらうという信念であるか、何が故に天皇が國民の憶れの中心となつておる

のか、またこれは永久に變らぬだろうという根據はどこにあるか、そのことを伺いたい

○星委員 議事進行についておはかりしたい、今の同僚委員の質問は皇室典範案の質疑ではないと思ひます、憲法が既に確定したのでありますから、その憲法によつてこの皇室典範案を論議する時に、元の憲法の時に返つてその論議をし、批評をしていくということ

は、この皇室典範案の質疑ではないと思ひます、これについて委員長から相當な警告があつて然るべしと思ひます、既に憲法ができた、發布にもなつたのである、その上は憲法の精神によつて、この皇室典範案を論議すればよいと思ひます、今のような質問は委員の迷惑であります、委員長から相當な警告を與えて議事を進行されんことをお願いいたします

○樋貝委員長 委員長は只今の及川君の御質問は皇室典範の質問の前提としてお聞きになつておられるというふうに諒解しております、但しそれが少しく煩に過ぎるやうに私も考へております、さらに煩に過ぎるやうであれば御忠告したいと思つております

○金森國務大臣 只今の御質疑に對してお答えをいたしますが、何故天皇が憧れの中心であるかという御質疑に關しまして、私は國民が過去に對して、また現在に對して憧れの中心に思つてゐる、故に憧れの中心である、かように考へております

○及川委員 過去において憧れの中心であつたから、將來も憧れの中心でなければならぬ、こう仰しやるのですか
○金森國務大臣 私は過去において天

皇が國民の憧れの中心であつたということ、歴史を通じて認識をしており、また現在におきまして天皇が國民の憧れの中心であるという事は、國民相互の間の思想を交流することにやつてかく認識しております、將來のことにつきましては、私は私の推測である、かように申し上げております(拍手)

○及川委員 憧れの中心、國民が何を憧れているか、單なる偶像を憧れておられないと思ひます、少くとも天皇の存在によつて、われわれは何等かの價值あるものを實施することができ、善か、美か、正か、或はよりよき生活か、より高き文化、何かが價值あるから、そこに憧れるものであつて、何等の價值なきものに、單なる偶像に憧れる筈がない、われわれは天皇制の存続を主張する所以もここにあつた、従つて今日今後この象徵たる地位に何人がつかれるか、つかれてそれが値いしない、御本人自身にその責任をとられるというやうな時、これを阻止すべきものではない、こう思ひますが、憧れは單なる過去における事實である、現在國民の心の交流によつて憧れるのだ、將來はまたわからぬといふことになれば、再びこゝに論議を進めることができないのであります、さういふ御答辯は實は甚だ私は意外に思ひ、きわめてこれは不親切なる答辯である、金森國務相は何と仰しやつたか、この著書によりますと……

(分つておるやないか)その他發言する者あり

○樋貝委員長 及川君に申し上げますが、結局憧れの中心だといふことについて、あなたは認めと思ひますか

ら、あなたの御質問なり、それから國務大臣の御答辯なり、もう少し和やかに進行せられんことを望みます

○及川委員 和やかにやるつもりであります、さういふ御答辯では和やかに行きませんが、上滑りである、こゝういふことを仰つしやる、政黨や或は民間において、憲法に對する論議が表面的な活潑であるやうに見えるが、上滑りであり、精緻でない所に、私のはげしい不満が存するのだ、識者の怠慢、むしろ識者の社會的無責任に對する憤懣をさへ感ずるのである、と言つてゐるが、私はこれに憤懣を感ずる、精緻をきわめなければならぬ、今までの各委員の質問等に對するお答えは多くは上滑りである、その根本まで突き詰めて、なほどここれが天皇退位を規定すべきではないといふ確たる論據があればともかく、單に古來の國民の信念であるといふやうなことで、その信念も實は長年續いた信念ではない、突如として明治になつてから變えてしまつた、しかも變えた理由もよくわからない、今なおわからぬで、こゝういふ皇室典範の案を出されたことに私は非常に憤懣を感ずる、精緻をきわめようとして、實はこれは甚だ失禮かも知れませんが、私は婉曲に言うことに憤れてをります、率直にものを申したのであります、これは以上論議いたしました、これはまた同じことになつてしまひますからこれでは質疑を打ち切りますが、もう一つ伺ひます、皇室會議の議長を、總理大臣でなく衆議院議長がすべきであるといふ質問が今日ありまして、お答えを聴いておられます、皇室會議の性格によるものである、皇室會議は審判をするやうな、法律的の解釋をする

ような場面もあり、行政的な處置をするやうな場面もあり、さまざまあるのだ、所が衆議院といふのは、國會は主として立法の府であり、後は行政を監督するのだ、さういふ意味で、内閣總理大臣の方は綜合的に見て、綜合的の職務をもつておられるから、それでこれが適當だ、こゝういふ御答辯であつたやうであります、内閣總理大臣は綜合的の職務をやるのではなくて、これこそ行政一點張りなのであります、これこそはきわめて部分的の職務をやるものであります、それを綜合的といふやうな言葉でたゞ片付けてしまつたのであります、内閣總理大臣の職務は、司法、行政、立法、綜合的の職務であります、こゝういふ、その點を一つお聞きしたいと思ひます

○金森國務大臣 いろいろ言葉の行違ひがありまして、私の申し上げたことを十分御理解を願つていないように思ひます、先の問題であります、私は憧れの中心であるといふことは、事實であるから、これがさうである、こゝう申しました、それは決して粗末に申し上げる意味ではなくて、私の信念とする所におきましては、かく答ふる以外に正確な言い方がないからであります、なぜかと申しますと、私は日本の天皇の象徴たる御地位に對して、國民が愛敬にしているといふことは、天皇が國のためにいふことをなさつて下さる、或は將來の文化にどういふ面があるとかいふやうな、功利的な考へをもつて論據とはいはしておりませんので、たゞかくあるが故にかくあるといふことを私の基本の思想といたしておられます、及川君の考へ方は、だん／＼伺つてをりますと、それと少しく違ひ立場で意

見を御主張になつてゐるやうであります、これはどうしてもやはり考へ方の差に基くのであつて、私が御主張を粗末にしているといふことではないといふふうに了解しております

次に總理大臣が綜合的であると言つたのはどうかといふことであります、これはもとよりさうはつきりしたる點のことではありませんが、議院内閣制におきまして、つまり國會を基礎とする内閣の下におきましては、事務全體は常に内閣が責任をもつて按排をしてゐる、こゝういふことは否定はできないのであります、國會は會期中に働く、しかし、内閣は始終おるものであります、國のすべてのことの、いわばまとめる立場、こゝういふのは内閣であらうと考へておられます、權能の強さに至りましては、これは固より憲法の定める所によつて段階がありますから、さういふ意味において綜合的なものと、こゝういつたのであります

○及川委員 これで終ります

○樋貝委員長 それでは本日はこの程度にいたしまして、明日は午前十時から開會いたします、なお明日は豫算委員會の關係がありますので、皇室典範の委員會は第十委員會で開くことにいたします、第十委員會は正玄閣の上の三階であります、御諒承を願ひます、本日はこれにて散會いたします

午後三時五十七分散會

三

三

昭和二十一年十二月二十八日印刷

昭和二十一年十二月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局